

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 日比谷U-1ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2019 新春号

2019年1月発行 第93号



ご挨拶

新春を迎え、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年は、1968年(昭和43年)4月弊事務所が創立して満50周年を迎えました。これを記念して、昨年末「弁護士法人中央総合法律事務所50周年記念誌」を発刊させていただきました。同記念誌の「50年の軌跡」では、創業期、事務所の基盤充実のために懸命に努力したこと、優れた先達のご指導や支えにより事務所が発展していった経緯、優秀なアソシエイトの招聘、将来の総合的・組織的法律事務所立ち上げのための種々な布石、人材育成に注力して多くの法分野について専門性を高め、共同事務所としての中央総合法律事務所への組織変更、更には法人化、そして、東京事務所、京都事務所の開設など弊事務所50年の歩みを記述いたしました。巻末には年表も整理しました。

更に、写真で歩む50年史や事務所主催のセミナーのスナップ写真、50周年記念祝賀会の模様などの写真も掲載いたしました。そして、在籍している弁護士全員のプロフィールとともにその専門分野及びその活動の状況もまとめました。各弁護士の専門的研鑽の一端を披露するため、50周年を機に執筆した論文も掲載いたしました。非売品の記念誌でございますが、法律顧問のご委嘱を賜っております関係者の皆様方にご呈呈させていただいておりますのでご覧いただければ幸いです。万一、献本未了の手違いがございましたら、事務所までご一報いただきたくお願い申し上げます。

本年1月より、弊事務所に昨年12月司法研修所を修了し弁護士登録をした榎本辰則、金木伸行、西川昇大の3名の弁護士を迎えました。榎本弁護士、西川弁護士は大阪事務所に、金木弁護士は東京事務所に勤務することになります。各弁護士のご挨拶を10頁以下に掲載しています。いずれも意欲あふれる新進気鋭の弁護士でございます。私ども同様、何卒ご厚誼賜りますようよろしくお願い申し上げます。

毎年、新春号には所属弁護士がスナップ写真とともに近況や新しい年に向けての抱負や思いを述べる慣例になっています。私としては、事務所創立50周年を健康で迎えることができたのも妻和美のサポートがあつてのことと、感謝の気持ちをこめて、最近の夫婦二人の写真を掲載させていただきました。

本年は平成の時代から次の時代に変わります。事務所創立50周年を終え、所員一同、心機一転、新しい時代に向けて更なる研鑽を積み、充実した体制でその職責を全うして参りたいと存じます。何卒倍旧のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



会長弁護士 中 務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

昨年は、事務所創立50周年の年でした。今後、法的分野においても、AIが判断する機会が多くなってくるでしょう。しかし、法解釈のあり方自体においても、要件事実に加え“価値観”の多様化を踏まえた理解と対応が求められます。この価値観については、当事務所内においても多様化が深まるでしょう。私は、弁護士法人中央総合法律事務所が、これら状況を踏まえたうえで、理解し合える仲間の共同事務所としてさらに発展することを願っています。本年もよろしくお願い致します。



弁護士 加藤 幸江

昨年、世界遺産で脚光を浴びている宗像地方と太宰府天満宮を旅してきました。「神宿る島」として崇拝されている沖ノ島には現在ではなかなか上陸できないことや、天照大神の命により宗像に光臨された宗像三女神への信仰など、歴史に彩られた地方独特の息吹を感じ、ゆったり流れる時間に身を浸してきました。めまぐるしく進化する医学・科学の世界も大変興味深いのですが、時にははるか昔の風に吹かれるのもいいなと思った私です。今年も好奇心いっぱい、いろいろなことに首を突っ込んでいきたいと思っています。
(写真は、太宰府天満宮にて。)



弁護士 森 真二

近年の技術革新は目まぐるしい早さです。それを社会・経済が必死に追いかけているような気がします。文化はどうでしょう。江戸幕府が終わったのは今からわずか150年前です。数百年後に今の時代はどのように映るのでしょうか。2025年大阪万博が決定しました。東京五輪が都市の開催ですが、万博は国家の行事となります。その成功と、その後の活用などを見据えた総合的な計画を期待し、関西経済活況の起爆剤となることを願います。



弁護士 安保 智勇

昭和61年に弁護士になった私は平成の時代の全部を弁護士として過ごしました。この間、たくさんの新たな法律ができ、技術の進歩により法律実務も様変わりしました。AIにより弁護士という職業の将来についても色々言われています。しかし、技術の進歩は日進月歩ですが、世間を騒がせている問題を見ると、人間は30年前と同じような過ちを繰り返しているようです。弁護士の仕事は当面変わらないようです。



弁護士 村野 譲二

政府が発表した「働き方改革実行計画」は、少子高齢化、生産年齢人口減少の中で労働生産性を改善することを目的として、非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など9項目のテーマを掲げています。そして、2018年6月には労基法、安衛法、労働契約法等8本の関連法が成立しましたが、2019年～2020年にかけて大半の法律が成立、施行されることになります。各企業の労務管理においても重要な指針となるべきものですので、独自に取組みをご検討ください。



弁護士 中光 弘

今年は迅速さを心がけます。私は朝早くから仕事をするにしておりますが、寝ている間に情報が整理されるのか、朝の早い段階に書面を書く方がよりスムーズに進むことが多いように感じています。朝の限られた時間の中で的確な書面を書く、そのためにできるだけ早い段階で情報の整理や分析を心がけることが重要だと考えています。そして、迅速な対応で皆様に良質なリーガルサービスをご提供し続けます。気力と体力を常に充実させておく必要がありますが、本年も精一杯頑張っていきますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 正裕

昨年はクライアントの皆様とご一緒に、コンペや競技への参加に加え、プライベートも含めて毎週末のようにゴルフにっていました。コースでは、ついついここでスーパーショットを打てばなんとかなるかと考えて失敗してしまうことがよくあり、ようやくゴルフというのは、より安全なところに確実に打ち、自分の山っ気をいかに自制するか、というスポーツだと分かってきた今日この頃です(笑)。仕事でも、準備を十分に行い、コースを見極め、確実に目標に向かって歩を進めて、勝利を勝ち取るように頑張っていきたいと思います。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

(写真は、宝塚ゴルフ倶楽部のメンバーの方と)



弁護士 錦野 裕宗

本年も、目の前の法律相談・案件に全力投球致します。クライアントの皆様と共に悩み、考えることにより、より良い解決案を提示し、その経営判断を法的ロジックで勇気づけることを目指し、仕事に取り組みます。突進力、イノシレベルで、頑張ります!(「ネスタリゾート神戸で、バーベキューを焼く、俺」です。)



弁護士 中務 尚子

キレイな筋肉に憧れて、トレーニングを始めました。

今年は、筋肉質な尚子先生としてすっきり新しく生まれ変わりたいと思います。気分も爽快になりますので適度な運動はお勧めです。

元気にハツラツと、クライアントの皆様々に真に喜んでいただけるようがんばっていきますので変わらぬご厚情をどうぞよろしくお願いいたします。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

写真は自宅近所のジムにて、バーベルと真剣に向き合っているところ。本当はつらい。



弁護士 鈴木 秋夫

44歳の去年11月、市民アスリート枠で参加した大阪マラソンを2時間56分55秒で走り、自己ベスト(2時間55分48秒)の更新はできませんでしたが、4回連続でサブスリー(3時間切り)を達成しました。次の目標の2時間50分切りを達成できず、足踏み状態ですが、去年の3月から毎月450キロを走り込み、また、意識改革として日本陸連に選手登録をして、競技者として頑張っています。自分の限界はもっと先にあると信じて、自己ベスト更新が期待できる年齢のうちは、悔いのないように、自分の限界に挑戦し続けていきたいと考えています。



弁護士 村上 創

2017年秋から始めた有酸素運動の効果が徐々に出てきています。昨年の夏場は無事ガス切れ状態になりませんでした。今年も引き続き有酸素運動を続け、さらにパワーアップして一年を邁進していきます。

さて、毎年恒例の映画評ですが、2018年のNo.1は「DETROIT」(KATHRYN BIGELOW監督)。緊迫感と迫力が強烈な作品です。警官役のWILL POULTERの演技は特筆。全く共感できませんが、ALGEE SMITH(俳優)&LARRY REED(本人)のMVも是非。泣けます。何故オスカーレースから消えたのか???



弁護士 藤井 康弘

2020年4月1日に改正民法(債権法)が施行予定であり、私が法科大学院において担当している授業でも、今年度より改正民法に基づいて授業を進めております。改正民法においては、考え方が大きく変わる条項、判例が明文化された条項、改正前民法とは異なる法解釈が求められる条項、今後の法解釈にゆだねられる条項などあり、研鑽に努めております。まだ、施行まで1年4ヶ月あるとはいえ、平成も残り4ヶ月になり、ときはあつという間に過ぎてしまうものです。今年も、法律情報を常にアップデートし、事件処理を進めて参りたいと思います。

弁護士 小林 章博

昨年は、学生時代にサークル活動で打ち込んだヨット(ディンギー)を再開しました。風を読み、コース取りの戦略を立て、スキッパーとクルーが連携してヨットを操り、トップを目指して走るのがヨットレース。まさにビジネスの世界にも通じるものがあると思います。

今年もクライアントの皆様が、ビジネスという大海原を進まれる際の良きリーガルアドバイザーとなれるよう全力で頑張ります!

(写真は、昨年10月、琵琶湖上のヨットにて。)



弁護士 國吉 雅男

例年1月2日と3日は家で箱根駅伝をテレビで見ているのですが、青学の原監督いわく、最低ハーフを走るためには半年、フルを走るためには1年間の準備が必要とのことです。

クライアントの皆様からの信頼を獲得するのはウルトラマラソンを完走する以上に大変ですが、本年も1件1件の事件を大切に、計画的に準備をして着実に事件処理を進めて参りたいと思います。(昨年は、箱根駅伝の5区を完走(完歩?)しましたので、本年は、フルマラソンを何本か完走したいと思います!)



弁護士 瀧川 佳昌

昨年より民法改正対応にかかる相談が増えてまいりました。今年はより本格化すると思われます。民法は法人自然人を問わずまた取引形態を問わず常に基本となる法律であり、その改正対応は必須のものです。常に最新、迅速かつ的確なサービスを提供できるよう今年も精進してまいりますのでよろしくお願いいたします。



弁護士 古川 純平

事務所としては50周年という節目の年を終え、新たな一歩を踏み出す1年となります。私としても、今年は、既にいくつか新しい業務をすることが予定されていますので、気持ちを新たに業務に励みたいと思っています。例年より少し忙しくなるような気がしておりますが、忙しい状況を楽しんで成長につなげることができればと考えております。

写真は息子と行った某私鉄のフェスティバルです。息子は電車と大相撲がオタクと言えるくらい大好きです。今年は、同様のフェスティバルはもちろんのこと、大相撲の観戦に息子と行くことが目標です。



弁護士 金澤 浩志

今年で40歳を迎えることになりました。30代は留学・出向など様々な経験をさせていただきましたが、ようやく不惑に到達しました。そんな中ですが、最近はキャンプ場でする焚き火にハマっています。真っ暗闇の中、火起こしをして薪が燃えるにおいを吸い込んだり、ゆれる炎をボーッと眺めているだけで時間が過ぎていきます。頭がリラックスして、感性が研ぎすまされる感じがします。たまにはスマホの明かりも付けずに、焚き火の照らす中で自己に向き合い、自分の40代の有り様をじっくり考えてみたいと思います。



弁護士 松本 久美子

新規 子供が2歳を過ぎ、自立心が芽生えてきたようで、何でも自分でやる様々なことにチャレンジするようになりました。少しずつできるようになっていく様に感動するとともに、自分もチャレンジ精神というものを忘れてはいけないなという気持ちになります。今年は、自分自身も、仕事やプライベートにおいて、色々なことに挑戦していきたいと考えております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 堀越 友香

昨年パートナーに就任致しましたが、依頼者の皆様には、ご期待いただいて多くの案件をお任せいただき、心から感謝申し上げます。

夏に、実家のある岩手県で三陸海岸を北上して北山崎を巡り、青森県の十和田湖や奥入瀬まで廻りました。雄大な自然に力が抜けてリラックスできました。写真は奥入瀬渓流です。森林と緩急ある川の流れの調和が本当に美しいところです。

今年も、肩の力を抜いて柔軟に、時に鋭く、常に全力で、紛争の事前防止や案件の解決に取り組みみたいと思います。



弁護士 山田 晃久

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年も相次ぐ企業不祥事の一年でしたが、カルロス・ゴーン氏の報酬過剰申告疑惑は衝撃的でした。トップの不正はもちろんのこと、取締役会による監督及び内部統制システムの機能不全が際立つものでした。今後は司法取引狙いの自主申告が増えてくると思いますが、虚偽供述や冤罪の誘発、自白強要などの危険性が懸念されます。

本年は業務の量的・質的向上と英語力の発展に精進したいと思います。虚偽記載にはしません。(写真は、念願のふもとっぱらキャンプ場にて。)



弁護士 平山 浩一郎

昨年は、一度は行ってみたかった、大曲の花火大会に行って参りました。正式名称は、全国花火競技大会で、全国から選りすぐりの花火師が集まって、日本一の花火師を決定する大会です。一流の花火師たちが、みずからの手で打ち上げます。いい意味での緊迫感、緊張感が伝わってきて、一流のプロの仕事に感動いたしました。私も、プロの法律家として、クライアントの皆さまのお役に立つことができるよう、日々研鑽を重ねていきたいと思います。

写真は、秋田県の乳頭温泉郷に行ったときのものです。ここのほか、藤七温泉、蒸ノ湯温泉といった秘湯を巡り、すっかりとりこになってしまいました。



弁護士 柿平 宏明

昨年は人生で最も変化の多かった年でした。変化も良し悪しがありますが、大事なのは常に訪れる変化の中で一本絶対に変わらない芯を持つことだと思います。私にとっての芯は愛情です。クライアントの皆様にとって、事務所にとって、家族にとって、常に愛情深いパートナーになりたいと思います。





弁護士 赤崎 雄作

最近、週末は子供たちと一緒に風呂に入り上の子に九九の特訓をすることにしています。先週できなかったことが翌週にはさっとできる様になっていたり、その成長速度には毎週驚かされます。そんな子供たちに負けないよう、常に周囲にアンテナを張り、好奇心を持ち、吸収を続けていきたいと思います。



弁護士 岩城 方臣

私事ですが、昨年、大阪から奈良に引っ越しました。自然豊かで、子供達も伸び伸びと遊び回っています。

事務所へも電車を乗り継いで通勤するようになりましたが、通勤中に本を読む時間が格段に増え、以前と比べると、物事を俯瞰的に見たり、これまで経験したことを振り返って考え直す余裕ができました。まだまだ山ほど経験を積んで行かねばならない身ではありますが、クライアントの皆様にとって最善の解決策をご提示できるよう、より一層視野を広げて、ご依頼いただいた案件に取り組んで参ります。

弁護士 角野 佑子

今年は新しい元号を迎える大きな節目の年となります。私自身も皆様のご支援により弁護士10年目を迎えることができました。ありがとうございます。プライベートでは、昨年11月からその愛らしさに魅了され、うさぎを飼い始めました。なかなか懐いてもらうのが難しい動物のため、日々悪銭苦闘しているところですが、今年は、我が家のうさぎのように、情報をいち早くキャッチし、飛躍できる年にしたいと思っています。写真は昨年夏に石垣島へ行った際のものです。



弁護士 大澤 武史

昨年、祖母が100歳を迎えました。「紀寿」ともいうそうで、まさに一世紀ということで、過去100年の激動の時代を生き抜いた祖母を改めて誇りに思います。振り返って、今後100年間、どんな時代になるのかは進んでみないとわかりませんが、自分なりに試行錯誤をしながら、趨勢を捉え、今年も一步一步しっかりと前へ歩んでいきたいと思っています。(写真は、息子とラベンダー畑で。)



弁護士 浦山 周

微力ながら少しでも皆様のお役に立つことができるよう毎日真剣に悩みながら業務に従事しておりますが、昨年、最も悩んだ案件の1つが、小学5年生の甥からの「身近な人に職業インタビューしよう」という宿題への協力依頼でした。【どんな仕事内容ですか？ 仕事についてきっかけはなんですか？ やりがいや楽しいことはなんですか？ 大変なことや苦労したことはなんですか？ どんな人に向いている仕事ですか？ その他】という全6問の難題に回答することで、過去を振り返り、未来に向けて気持ちを新たにすることができました。本年お会いした際、ぜひ皆様のご回答をお聞かせください！



弁護士 山本 一貴

昨年は、我が家に娘を授かりました。新たな家族とともに新居を建設して生活を始めております。写真は、新築はやおやの自宅前でのものですが、プライベート面では人生における重要なイベントを立て続けに迎えた激動の1年でした。早いもので弁護士6年目を迎えました。満5年という節目を迎え、業務においても自立した柱としてより一層励まなければならぬものと実感しております。本年も宜しくお願い致します。

弁護士 高橋 瑛輝

金融庁から事務所に復帰して、早くも半年以上が経ち、弁護士としても8年目を迎えることになりました。2019年といえばFATF第四次対日相互審査ですが、同審査は「契機」ではあるものの「ゴール」ではなく、これからは金融庁及び金融機関の双方において、AML/CFTの「実効性」がますます求められることとなります。本号でも関連記事を掲載しましたので、ご笑覧いただければ幸いです。

金融庁勤務のため東京に行った当初はまだ首が据わるかどうかだった娘も、春から年少さんです。仕事でもプライベートでも、「光陰矢の如し」を痛感する日々です。



弁護士 西中 宇絃

弁護士として丸5年が過ぎ、アソシエイトの中で年次が上の方になり、事務所内でのフレッシュ感が失われつつあります。経験とフレッシュ感とはトレードオフだと思いますが、今年は、良い意味で経験に裏打ちされた自分なりの味を出していければと思っています。

プライベートでは、昨年11月に結婚式を挙げることができました。祝福していただいた皆様に改めて御礼申し上げます。
※一昨年の新年挨拶で掲げたゴルフ100切りの目標は、昨年9月に何とか達成できました。体重も結婚式に向けて絞った結果4kgの減量に成功しています。写真は減量前です。



弁護士 祐川 友磨

昨年4月に当事務所に入所し、初めての新年を迎えました。

昨年は、クライアントの皆様、諸先輩方のご厚意とご指導に恵まれ、弁護士としてまた一步成長することができました。この場をお借りして皆様に御礼申し上げます。

写真は昨年1歳になった娘と自宅で撮影したものです。娘はこの1年で突然立ち上がって歩きだし、言葉を話だし、目ぐるしい勢いで成長しました。そんな娘の成長を今後も支えられるように、また、娘に負けぬ成長ができるように、努力して参る所存ですので、本年も変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 大口 敬

いつも見ている風景が突然大きく変わることもあります。何十年もそこに根を張っていただろう大木を一夜で無残な姿に変えるほどの強風が昨年は吹き荒れました。こうした事象を捉えて自然の偉大さや脅威とみることできるのですが、むしろ大木を薙ぎ倒すほどの強風にも倒れない家を立て、災害を回避しようと最善を尽くす人間の営みに敬意を抱くとともに、当たり前のように人間は頭を使って工夫をしている生き物だと再確認しました。今年も鋭意頭を使っていきます。



弁護士 富川 諒

今年、弁護士4年目を迎えることとなりました。この1年も、債権回収案件、会社法案件、M&A案件を中心に、多種多様な案件をご依頼・ご相談いただきました。このようにたくさんの案件に触れることができたのも、ひとえにクライアントの皆様のおかげだと感じております。

今後も多種多様な案件を通して弁護士として成長するとともに、より一層質の高いリーガルサービスを提供できるよう、自己研鑽に励みたいと思います。本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 浜田 将裕

時が経つのは早いもので弁護士5年目を迎えます。昨年から機械式時計の趣味を持つようになり歴史から仕組みまで色々と興味が湧いて勉強しています。機械式時計は、巻かれたゼンマイの解ける力が歯車を通じて脱進機・调速機に伝わり、個々の部品が動くことで時刻を示します。部品には1つ1つ意味があり全ての精度が全体に影響します。良い仕事をする組織も個々人に意味があり全体に影響するという意識が共有されているのではないのでしょうか。今年もご指導のほどよろしくお願い申し上げます。(写真はハロウィンに撮影。昨年生まれた娘も。)



弁護士 山越 勇輝

月日が経つのも早いもので、あっという間に弁護士4年目を迎えます。入所したときに、先輩弁護士(中務正裕)から「3年経って一人前になっていなければ、対外的にも対内的にも信頼されないぞ」と諭され、日々精進してまいりました。今年も、自分の業務分野を拡大するため、事務所の外部に視野を広げ、公私ともに成長できる年としたいと思います。趣味のゴルフでは、上達していると思うのですが、良いスコアが求められるコンペではなかなか活躍できていません。対外的にも対内的にもゴルフの実力で信頼されるべく、ゴルフにお金を注ぎ込んで頑張りたいと思います。



弁護士 江藤 寿美怜

母校で、司法試験合格を目指す後輩をサポートする「JDメンター」という役割をいただいております。授業でバンバン指名し、答案へ厳しいコメントを書く私は、なかなかの「鬼」だと思うのですが、教え子達はへこたれずに頑張ってくれ、昨年は多くの喜びの声を聞かせてくれました。

早いもので、今年で弁護士5年目となります。直向きな教え子達の姿に鼓舞された勢いそのままに、今年も皆様からご相談ご依頼いただく一つの案件に、実直に取り組ませていただきます。本年もどうぞよろしくお願い致します。(写真は昨年の結婚式のときの一枚です。)



弁護士 山本 浩平

昨年は、弁護士2年目となり、クライアントの皆様から直接ご相談・ご依頼いただける機会が飛躍的に増えました。また、私生活では、一昨年の長男誕生に引き続き、第2子となる長女も産まれました。本年も、3年目のジックスなど気合いで吹き飛ばし、皆様の期待を上回る仕事をしたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

写真は、昨夏、義母の祖国のポーランドにて、長男が洗礼(カトリック)を受けた際に、ゴッドファーザーである妻の従兄弟のMarcinとともに撮影したものです。



弁護士 新澤 純

昨年は、取引案件、労働審判、法人破産申立て、金融機関に出向いで法律相談など、様々な経験を積ませて頂きました。もともと、振り返ってみると、より一層望ましい対応ができたはずだと思える場面も多くあり、OJTで勉強するだけでなく、腰を据えて新たな知識の拡充に努める時間が必要であることも痛感しました。

弁護士3年目は、金融法務についての理解を深めるとともに、TOEFLの学習を継続して、自分の強みを備えられるように邁進したいと思います。皆様、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 松井 立平

弁護士として昨年より執務を開始し、2年目を迎えました。昨年は、様々な案件を通じて、多くの方々から指導をいただき、非常に充実した1年であったと思います。

本年は、様々な法律の知見を充実させ、経験を積みたいと考えております。また、運動不足を解消し、ダイエットに取り組みたいと思います。

少しでも多く皆様のお役に立てるように、自己研鑽に励み、ひとつひとつの仕事に全力で丁寧に取り組んで参りますので、本年もご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



弁護士 鈴木 啓市

弁護士3年目を迎えました。昨年皆様には大変お世話になりご指導いただきまして、充実した1年を送ることができました。心より感謝申し上げます。

本年は、特に各種法令の改正に幅広く対応できるようアンテナを張って日々研鑽を積んでまいりたいと考えております。現在の環境に感謝を忘れることなく、今後も皆様のニーズに応えられる法的アドバイスが出来るよう明確な意識をもって日々の業務に取り組む所存ですので、本年も何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



弁護士 大塚 由梨

昨年は、弁護士1年目ということで、日々何をしていてもとても新鮮で、充実した1年間でした。本年は、昨年の経験を生かしつつ、さらに新たなことも吸収できるよう、1つ1つの案件に真摯に向き合うことをより一層意識したいと思います。

また、昨年1年間で、知識面でも、学びたいことが山積みであることを認識できたので、意識的に時間を作ったり、様々な機会を利用して、自分のスキルを多面的に磨けるよう邁進していく所存です。本年も何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



弁護士 池本 直記

新年明けましておめでとうございます。弁護士3年目に入りますが、まだまだ若手です。今年も若手弁護士であることの強みを生かし、フットワーク軽く仕事に取り組んでゆきたいと考えております。プライベートでもフットワーク軽く、いろいろやりたいものです。昨年は人生における何度目かの海釣りブームが到来し、週末に寝る間を惜しんでいろんな波止にでかけていましたが、今年もなるべくは趣味の時間をもてるよう、集中して業務に取り組みます。今年の抱負は、仕事面では勉強を怠らないこと、プライベートでは今年こそ痩せることです。



弁護士 菊地 悠

右も左も分からなかった昨年の1月から早くも1年が経過しました。弁護士業は経験が重要であると言われるのですが、この1年は未知の体験が多く、その言葉の意味を肌で感じて参りました。他方、プライベートではゴルフを始めましたが、こちらはボールが右へ左へと行ってしまっています。

どちらも経験が重要だと思いますので、今年は、公私ともに、昨年1年間の経験を土台として、更に多くの経験をさせて頂き、大きく成長できればと考えております。引き続き、ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



弁護士 新 智博

今年で弁護士3年目を迎えることとなりました。昨年1年間は、弁護士1年目とはまた違い、できることがさらに増え、また、債権回収案件や不動産案件、M&A案件等、多様な案件に触れることができ、また一回り大きく成長することができた1年になったと思います。

今年もさらに自身を高め、クライアントの皆様のお力添えができればと考えています。本年も何卒よろしくお願い致します。





弁護士 丸山 悠

弁護士となり早くも1年が経過し、2年目を迎えます。昨年1年間は種々の案件を担当させていただき、新しいことに触れる楽しさ、時には辛さも感じましたが、皆様のご支援賜り大変充実した1年であったと感じております。

2019年につきましても、これまでと同じく、全力で取り組ませていただきますが、それにとどまらず、昨年より参加しております知的財産法に関する外部勉強会への参加、所内会社法勉強会への参加等を通じて、研鑽を積むとともに、軸となる法分野の発見、開拓に努めて参ります。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



弁護士 吉岡 伸一

みなさま。あけましておめでとうございます。

私は、今年3月で岡山大学を定年退職することになりますが、引き続き大学教育と研究には携わることになります。

ところで、写真は昨年11月初めに大学の構内で撮ったものです。岡山大学には銀杏並木がいくつかあるのですが、東西道路の銀杏並木は私の通勤路にあり、毎日眺めて通っています。この銀杏は、どのような理由か分かりませんが、北側と南側で成長する速度が異なっています。わずかに数メートルしか離れていないのにもかかわらず、見るたびに不思議に感じています。

弁護士 笠木 貴裕

今年、弁護士として2年目を迎えました。昨年は、弊所の先輩弁護士はもちろんのこと、クライアントの皆様からもご指導いただき、勉強させていただいた1年でした。もっとも、振り返れば、目の前のことを取り組むことに精一杯で、取り扱った案件以外の分野で、自己研鑽を十分深めることができなかったと感じております。

今年は、昨年同様、一つ一つの事案に真剣に向き合うとともに、その他の分野についても自己研鑽を深めることができるよう努めていきたいです。

今年も、どうぞ、よろしくお願いいたします。



カリフォルニア州弁護士 ルシンダ・ローマン

2018 has passed so quickly. I have enjoyed working on so many interesting international projects in the Osaka office and look forward to more in 2019. At the same time, I have enjoyed teaching a course on International Arbitration at Doshisha Law School—definitely a timely topic with the Japanese government's policy of promoting Japan as a seat of arbitration. On the personal level, I am looking forward to more personal travel in 2019 to Barcelona over the 10 day Golden Week and perhaps an Alaskan cruise in September. Happy New Year.



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

The international nature of legal matters that ended up on my desk in 2018 proves that globalization in business is here to stay. Increasingly, clients expect us to handle, facilitate or coordinate transnational legal matters at a moment's notice. Luckily, with our solid networks of lawyers across the globe, we can easily rise to this challenge. Happy, healthy and prosperous 2019 to all of you!



法務部長 寺本 栄

去年から地元の自治体の協議員(ボランティア)に選任されました。市役所の行政サービスの下請けのような仕事ですが、地域の活性化と地域価値向上のため、これも役目と思って行事や会議に参加しています。

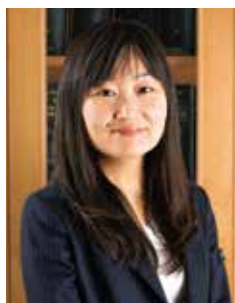
写真は、去年の8月にあった避難所訓練。備蓄の食糧で炊き出しや防災グッズの展示などしましたが、被害の大きい自然災害が相次いだこともあって、多数の参加がありました。

弁護士 森本 滋 (オブカンパニ)

最近、CSR、ESG、SDGsといった略語をよく目にします。これらは、環境問題や貧富の格差、様々な差別による企業・社会・人類の持続可能性に対する脅威を低下させる取組みを求めるものです。コーポレート・ガバナンス改革において、効率性を高める攻めの経営が求められていますが、それに「猪突猛進」するだけでなく、不祥事に足をすくわれないためにも、健全性を重視し思いやりのある企業文化を育むことが大事なように思われます。



パートナー就任のご挨拶



弁護士

角野 佑子
(つの・ゆうこ)

本年1月1日より当事務所のパートナーに就任することとなりました。

これも、ひとえに、これまで支えて下さったクライアントの皆様、そして、事務所の皆様のおかげです。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

そして、当事務所は、昨年50周年を迎え、本年からは、その長い伝統と歴史を大事にしながら、次の50年に向け、事務所の更なる飛躍を目指すことになります。今は、本年よりパートナーとしてその一員を担うこととなるという責任の重さに身の引き締まる思いです。

弁護士登録をして以来、企業法務や知的財産法案件、あらゆる損害賠償事件を中心とし、様々な事件に取り組み、向き合う中で、多くの経験を培い、成長させて頂きました。

社会も技術的革新が目覚しく、様々な業界でAI化が進み、それにともない法律改正も目まぐるしい状況となっています。

知的財産法分野においても、ビッグデータ活用にもとまない不正競争防止法(限定提供データの保護)が改正され、本年7月1日に施行されます。また、まさに本年1月1日からは、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定(著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用につき、許諾なく行なえるようにする)・アーカイブ利活用促進に関する権利制限規定等を整備する、著作権法の一部を改正する法律も施行されます。

これまで培った経験をもとに、社会の進展に即した的確なリーガルサービスをご提供できるよう、事務所のパートナーとしてその責任を全うし、これまで支えてくださった皆さまにこれまで以上のリーガルサービスをご提供することで、恩返しができるよう、日々、自己研磨し、精進してまいります。

今後とも、変わらぬご指導・ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士

浦山 周
(うらやま・ひろし)

本年1月より、パートナーに就任いたしました。

不公平なこと、不合理なことなどで悩んだり困ったりしている人を、法律を使ってサポートする仕事がしたい。そう考え法曹を志してから現在に至るまで、周囲の方に恵まれ、今般、パートナーとしてのスタート地点に立つことができました。これまでに皆様から賜りました、ご指導ご鞭撻につきまして厚く御礼申し上げます。

弁護士登録後の10年間で改めて振り返りますと、①交渉、調停・訴訟、刑事事件など弁護士としての基礎力を培うことのできる案件、②不祥事調査、M&A、倒産事件など応用力を培うことのできる案件、③銀行法・保険業法・金融商品取引法・貸金業法・資金決済法などの金融法制、個人情報保護法制、競争法など専門性を培うことのできる案件といった、多種多様な案件を担当することができ、弁護士としての研鑽を重ねることができました。また、幸運にも、最高裁での逆転勝訴判決を獲得した案件、無罪判決を獲得した案件を初め、多数のやりがいのある案件に巡り合うこともできました。平成24年8月から平成27年6月まで金融庁・証券取引等監視委員会にて任期付き公務員として勤務する機会にも恵まれ、上司や同僚の皆様から熱心かつ丁寧なご指導を賜ることができ、約3年間の短い期間ではありましたが、金融規制に関する法令等の解釈・運用についての知見に留まらず、金融行政に関する広範囲の知見を獲得できたものと自負しております。

平成27年6月の当事務所入所以降、再び弁護士業務に従事できることに幸を感じ、これまでに培った基礎力・応用力・専門性を最大限に発揮して個々の案件に取り組み、特に金融規制に関する法令等の解釈・運用や、金融当局への登録・届出・報告・折衝など金融法制に関わる分野についての研鑽に努めてまいりました。

とはいえ、弁護士としては、まだまだ成長途上にあり、これからが成長期であると認識しております。パートナー1年目という新たなスタートにあたって、初心に戻り、クライアントの皆様には万全のサポートを提供しなければならないという弁護士の責任を再認識し、クライアントの皆様、そして事務所とともに更に大きく成長していけるよう、これまで以上に真摯に業務に取り組む所存です。

若輩者ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

入所のご挨拶



弁護士

榎本 辰則

(えのもと・たつのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

初めまして。大阪での1年間の司法修習を終え、この度、中央総合法律事務所の一員として執務させていただくことになりました、榎本辰則と申します。

司法修習では、弁護士だけでなく、裁判官や検察官の執務を体験したり、間近で拝見したりし、法曹三者のそれぞれの視点での事案の見方や方針などを学ぶことができました。その中で、法曹として求められるのは、「木を見て森を見る」「森を見て木を見る」を行き来する能力であり、事案の落ち着きどころを見極める大局観を持ちながらも、個々の法律問題に対する的確な知識や思考力も必要とされるということを感じました。同時に、これらは一朝一夕には習得することが難しい能力だということも痛感いたしました。

実務家としてのスタートを切ったばかりの私では、当事務所の先輩弁護士に比べればまだまだ未熟ではありますが、それを補うべく、一つ一つの案件を丁寧に取り組み成長していくとともに、言葉遣いや態度などからも信頼を得られるよう、「ひたむきに謙虚に」の姿勢で精進していく所存です。

また、近年は新たな変化に応じて様々なニーズが求められる時代となりましたが、それらのニーズの変化に対応し、新分野にもチャレンジする姿勢も持ちつつ、邁進していく所存です。

若輩者ではございますが、皆様のご期待に添える弁護士になるために鋭意努力してまいりたいと思います。何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



弁護士

金木 伸行

(かねぎのぶゆき)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学法科大学院
〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

この度、当事務所の一員として執務させていただくことになりました、金木伸行と申します。昨年1年間、松江にて、司法修習に励んでまいりました。

司法修習では、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者それぞれのお仕事について直に触れることができました。弁護修習では指導担当の先生に、非常に多くの法律相談や訴訟に立ち合わせていただき、弁護士の活動についても直に触れることができました。その中で、最も印象に残っているのは、調停事件で、調停が成立した際に、依頼者の方が指導担当の先生に「やっと心配事がなくなりました。ありがとうございます。」と安堵した表情でおっしゃっていた場面です。そして、指導担当の先生は、弁護士という職業は、依頼者の方の重要な人生の局面に関わる性質上、辛いこともあるが、依頼者の方から「ありがとうございます。」と言われた時、やりがいを感じることができる職業だとおっしゃっていました。私は、この場面に立ち合わせていただき、指導担当の先生のお話をお聞きして、依頼者の方から感謝していただけるような弁護士になりたいと改めて思いました。

そして、このような弁護士となるために、当事務所の一員として経験豊かな多くの先輩弁護士の下、全力で執務に邁進したいと思います。若輩者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう、日々精進してまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



弁護士

西川 昇大

(にしかわ・しょうた)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

この度、札幌での1年間の司法修習を終え、中央総合法律事務所の一員として新たに執務させて頂くことになりました、西川昇大と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の職務を経験し、法曹三者それぞれの考え方や実務上の運用について、学ばせて頂きました。特に、弁護修習では、訴訟活動だけでなく、法律相談や契約書の作成、相手方代理人との交渉など、弁護士の業務の幅の広さを強く実感しました。

私は、未知の問題に対して自分の知識や感覚を全力で駆使し、依頼者の方々のために解決していくという弁護士の姿に憧れ、弁護士を目指しました。このような弁護士になるためには、法的知識や実務経験を積み重ねることはもちろん、何よりも依頼者の方々との信頼関係が不可欠です。

「全人格で勝負する」—私の指導担当の先生が、昨年の司法修習中におっしゃった言葉です。依頼者の方々と信頼関係を築き、依頼者の方々が望む解決へと導くためには、法律の知識だけでなく、バランス感覚や経験則、話し方や表情など、自分の全人格をもってぶつかっていかなければならない、という言葉です。この言葉を忘れることなく、依頼者の方々に満足して頂けるような仕事がひとつでも多くできるよう、努力を積み重ねていきたいと思います。

若輩者ではございますが、皆様に信頼される良い法曹になれるよう日々精進して参りますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



弁護士

富川 諒
(とみかわ・りょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

祝日法の改正について

弁護士 富川 諒

1 はじめに

「2019年のゴールデンウィークは10連休!」

このような噂を耳にした方も多くいらっしゃるかと思います。それでは、なぜゴールデンウィークが10連休になるのかはご存知でしょうか。実は、日本には、「国民の祝日に関する法律」(以下、「祝日法」といいます。)という法律があります。たった3条しかない法律ですが、この法律により、10連休が誕生するのです。

2 祝日法とは

祝日法とは、その名のとおりに、「国民の祝日」を定める法律です。元日、成人の日、建国記念の日など、国民の祝日の全ての名称、時期及びその意義が定められています。

例えば、2016年から「山の日」という祝日が設けられましたが、これも、祝日法の改正により誕生した祝日です。ちなみに、祝日法第2条では、「山の日 8月11日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」と規定されています。

また、日曜日が祝日の場合に月曜日が休日となることはご存じかと思いますが、これも、祝日法第3条第2項が、「『国民の祝日』が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い『国民の祝日』でない日を休日とする。」と規定しているためです。

3 今後の祝日について

せっかくですので、祝日法改正の例をご紹介します。

- (1) 皆様もご存じのとおり、2020年には東京オリンピックが開催されます。これに伴い、2020年の祝日は一部変更されることとなります。具体的には、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律(平成30年法律第55号)が平成30年6月20日に公布され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、同法第1条により、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられました。

これにより、2020年に限り、「海の日」は7月23日に、「体育の日(スポーツの日)」は7月24日に、「山の日」は8月10日となります。

- (2) また、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第57号)が平成30年6月20日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められ、その意

義は「スポーツを楽しむ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とされました(施行日は平成32年1月1日です)。

4 ゴールデンウィークが10連休となる理由

以上のとおり、我々の休日は、祝日法という法律に基づいて定められています。そして、ゴールデンウィークが10連休となると噂されているのも、この祝日法があればこそです。

すなわち、私が本稿を執筆している時点では、2019年5月1日を祝日とする特例法はまだ国会で承認されておきませんが、仮にこれが承認されれば、2019年5月1日は正式に祝日ということになります。そして、祝日法第3条第3項が、「その前日及び翌日が『国民の祝日』である日(『国民の祝日』でない日に限る。)は、休日とする。」と規定しているので、祝日に挟まれた4月30日と5月2日も、祝日となります。その結果、2019年は、4月27日から5月6日までの10日間が土日祝日ということとなり、10連休が完成することになるのです。

5 最後に

ところで、10連休という大型連休を心待ちにしている方はたくさんいらっしゃると思いますが、企業活動という観点からみれば、2019年5月1日の元号改正に向けて準備をしなければなりませんので、注意が必要です。

例えば、契約書等において年月日を和暦で特定しているケースがよくあると思います。元号が改正されても、年月日の特定自体はできていますので、問題があるわけではないですが、ミスが起きないようにするためには、少なくとも今から作成する契約書等では西暦で特定することが望ましいです(昭和80年と言われてもピンと来ないのと同じです)。私も、契約書作成時には西暦を使用するように心がけています。

また、会社のシステムにおいて和暦表記を採用している場合には、2019年5月1日以降、新元号での和暦表記に変更する必要があります。新元号の公表日は、2019年4月1日とされておりますので、システム変更のための期間が1ヶ月しかなく、非常にタイトなスケジュールの中でシステム変更をしなければなりません。システム変更が間に合わないリスクを考えれば、今のうちに思い切って西暦表記のシステムを採用することもあり得るでしょう。

憂いなく10連休を迎えるためにも、まずは元号改正に向けてしっかりとご準備を進めていただければ幸いです。



弁護士
鈴木 啓市
(すずき・けいち)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(京都事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

相続法改正 第2回「遺産分割に関する規定の見直し」

弁護士 鈴木 啓市

1 はじめに

改正相続法の原則的な施行期日が2019年7月1日となりました(配偶者居住権に関する規定の施行期日は2020年4月1日、自筆証書遺言の方式を緩和する方策については2019年1月13日となります)。

本号では、前回のテーマ「配偶者居住権」に引き続き、「遺産分割に関する規定の見直し」について、実際に問題となる場面の具体例を交えながら主な改正内容をご紹介します。

2 持戻し免除の意思表示の推定規定

第903条(特別受益者の相続分)

1 共同相続人の中に被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始のときにおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものと相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 (略)

3 被相続人が前2項の規定と異なった意思表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

〔下線は改正箇所、以下同じ〕

(1) 改正の経緯—高齢配偶者の生活保障

現行法では、被相続人が持戻し免除の意思表示をしない限り、生計の資本として相続人が受けた生前贈与等は「特別受益」とされ、相続財産に特別受益の価額を加えたものを相続財産とみなし、これを基礎として具体的相続分が計算されていました。

例えば、夫婦で居住していた建物を、夫が妻に生前贈与した場合でも、持戻しの免除の意思表示をしていない限り、原則として相続分の前渡しとして考えられ、当該不動産の価額を含めた相続財産を前提に相続分が算出されることになります。

結果として、他に預貯金等の相続財産があった場合でも、配偶者は十分な預貯金を取得できない可能性があり、特に高齢の配偶者にとって生活保障が十全になされない結論になるとの指摘がなされていました。

(2) 改正法の内容

そこで、改正民法では、婚姻期間が20年以上である配偶者に対し、居住用不動産を遺贈・贈与した場合には、持戻し免除の意思表示が推定されるとの規定が置かれることになりました(改正民法第903条4項)。

当該規定によって、持戻し免除の意思表示に対する反証がなされない限り、生前贈与した居住用不動産は法定相続分とは別枠の贈与となり、特別受益として相続財産の一部とみなされないことになりました。その結果、居住用不動産とは別の相続財産があった場合にも、配偶者は、当該相続財産について法定相続分に応じた持分を取得する余地が生じるようになりました。

配偶者以外の場合には適用されず、婚姻期間及び対象財産の点でも成立要件に限定はあるものの、残された配偶者の生活保障を厚くする改正内容といえます。

(3) 具体例

相続人が配偶者XとYの2人(相続分は各2分の1)、相続財産として預貯金2000万円があり、婚姻期間25年であったXが被相続人から居住用建物(2000万円)の生前贈与を受けていた場合、現行法では持戻し免除の意思表示をしない限り、Xは預貯金を取得できないことになります【計算式:(2000万円〔預金〕+2000万円〔建物〕)×1/2—2000万円〔建物〕=0円】。

一方、改正法では、被相続人による特段の意思表示がなくとも、持戻し免除の意思表示が推定されますので、反証がない限り、生前贈与分は法定相続分とは別枠となり、Xは、居住用建物のほかに、預貯金1000万円を取得することができます【計算式:2000万円〔預金〕×1/2=1000万円】。

3 仮払い制度等の創設・要件明確化

〔家事事件手続法〕

第200条(遺産分割の審判事件を本案とする保全処分)

1・2(略)

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に

仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

〔民法〕

第909条の2(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(1) 改正の経緯—預貯金の単独払戻しの容易化

遺産分割前における共同相続人がいる場合の預貯金の各相続人単独での払戻しについて、最近の最高裁判例(最判平成28年12月19日民集70巻8号2121頁、最判平成29年4月6日判タ1437号67頁)により、預貯金債権は相続によって当然分割承継されるわけではなく遺産分割の対象となることを理由として、これが認められないものとされていました。

他方で、相続人としては、葬儀費用の支払い等のため、早急に預貯金を払い戻す必要性は存在するところであり、各相続人単独での払戻しについて法律上の手当てを行うべきであるとの指摘がなされていました。

(2) 改正法の内容①—仮分割の仮処分申立て(改正家事事件手続法)

こうした事態に対する解決策の1つとして、家事事件手続法上の仮分割の仮処分の規定が改正されました。現行法では、「急迫の危険を防止するため」という厳格な要件が必要とされていたため(家事事件手続法第200条2項)、申立てが容易に認められない状況にありました。

改正法では、遺産分割の審判・調停申立てがなされていることを前提に、①申立人又は相手方が行使する必要があり、②他の共同相続人の利益を害しない場合には、預貯金を仮に取得できることとされました(改正家事事件手続法第200条3項)。要件が大幅に緩和されたことから、改正法施行後においては、同仮処分の活用も想定されるところです。

(3) 改正法の内容②—家庭裁判所を経ない方法(改正民法)

さらに、改正民法では、家庭裁判所の判断を要しない制度として仮払いの制度が新設されました。これは、相続開始時の債権額の3分の1に法定相続分の割合を乗じた金額について、法務省令で定める額の範囲内で、各相続人が単独で預貯金の払戻しを受けることができるというものです(改正民法906条の2)。改正民法においても、現実の必要性を考慮し、各相続人単独での簡易な払戻しを認める立法的な手当てがなされたこととなります。なお、限度額である「法務省令で定める額」について、現在の省令案では金150万円とされています。

(4) 具体例

相続人がX・Yの2人(相続分は各2分の1)、相続財産として預貯金1500万円があった場合、Xは、現在の省令案を前提とすると、150万円までを単独で払戻しすることが可能になります【計算式:1500万円 $\times$ 1/3 $\times$ 1/2=250>150】。

4 共同相続人による財産処分について

第906条の2(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

1 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

(1) 改正の経緯—不公平な結論の是正(具体例)

相続人がX・Yの2人(相続分は各2分の1)、相続財産として預貯金1000万円、被相続人からXに対し特別受益として生前贈与1000万円があったケースをもとに具体例でご説明します。

この場合、通常であれば、実際の取得額はそれぞれX:0円〔最終取得額は、生前贈与分1000万円〕【計算式:(1000万円〔預貯金〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2—1000万円〔生前贈与〕=0円】、Y:1000万円〔最終取得額は、1000万円〕【計算式:(1000万円〔預貯金〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2=1000万円】となります。

しかし、Xが相続開始後にYに無断で500万円を引き出していったという事情がある場合には、状況が異なります。

この場合、遺産500万円を上記で算定した通常時の持分割合に応じて按分することになりますから、現実取得できる遺産の額は、X:0円〔最終取得額は、生前贈与+無断引出分1500万円〕【計算式:500万円〔預貯金〕 $\times$ (0/1000万)〔持分割合〕=0円】、Y:500万円〔最終取得額は、500万円〕【計算式:500万円〔預貯金〕 $\times$ (1000万/1000万)〔持分割合〕=0円】と考えられ、不公平な結論が生じる事態となっていました。

さらに、預貯金の無断引出分につき、YからXに対する不法行為・不当利得による請求も困難と考えられており、上記結論に対する救済方法に欠く状況でした。

(2) 改正法の内容

そこで、改正法では、処分された相続財産についても、財産を処分した相続人を除く共同相続人全員の同意を要件として、遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことができるものとされました(改正民法第906条1項2項)。

上記の例ですと、Xが500万円を無断で引き出した場合でも、YはXの同意なくして当該引出分を遺産として存在するものとみなすことができます。したがって、実際の取得額は、X:0円〔最終取得額は、生前贈与分1000万円〕【計算式:(500万円〔預貯金〕+500円〔引出分〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2—1000万円〔生前贈与〕=0円】、Y:1000万円〔最終取得額は、1000万円〕【計算式:(500万円〔預貯金〕+500円〔引出分〕+1000万円〔生前贈与〕) $\times$ 1/2=1000万円】となり、通常時と同様の結論が導けるようになります。

このように、遺産分割前の相続財産の処分についても、公平妥当な帰結を図るべく立法的な手当てがなされたこととなります。

【参考文献】

法務省ホームページ:

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html



弁護士

高橋 瑛輝
(たかはし えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

マネロン・テロ資金供与対策における実効的なリスク低減のために

弁護士 高橋 瑛輝

1 はじめに

いよいよFATF第四次対日相互審査の年を迎えた。マネロン・テロ資金供与対策(AML/CFT)の分野では、これまでも、犯罪収益移転防止法及び関係政省令の改正・施行、金融庁によるガイドライン¹の策定、立入検査を含むモニタリングの実施、マネロン・レポート²の公表など、様々な動きがあり、それらに呼応して各金融機関の態勢高度化が図られてきたが、本年は、これまでの動きを踏まえた態勢を実際に機能させ、いかに「実効性」を持たせるかがますます重要になるだろう。犯罪収益移転危険度調査書(平成30年12月)においても、「一部の業態や事業者のみが、リスクベース・アプローチに基づいた実質的なマネー・ローンダリング等対策を行っていても、必要な資源配分を行わずに形式的な対策しか行われていない業態や事業者が残れば、マネー・ローンダリング等を行おうとする者は、こうした対策の徹底されていない業態や事業者を通じてマネー・ローンダリング等を行うため、結局、マネー・ローンダリング等を効果的に防ぐことができない。このため、マネー・ローンダリング等を効果的に防止するためには、全ての業態及び事業者において、それぞれのリスクに基づいて、実質的な対策の推進を図っていくことが必要不可欠である。」と指摘されているところであり(同書8頁)、実効性の向上は、規模にかかわらず全金融機関、全特定事業者に通じる課題といえよう。

実効性のカギは、言うまでも無く「リスクベース・アプローチ」である。リスクベース・アプローチとは、「自らが直面しているリスク(顧客の業務に関するリスクを含む。)を適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること」であり³、リスクの特定・評価・低減というプロセスを経る。金融庁のマネロン・レポートによると、昨年3月~4月の時点で預金取扱金融機関のうち91%がリスク評価書を作成済みであるなど、多くの金融機関においてリスクの特定・評価は一応の形にはなっ

ているものと考えられるが⁴、一方で、リスク低減が実効的に機能しているかどうかについては課題も多いものと思われる。

そこで本稿では、リスクベース・アプローチのうち、最終的に実効性を大きく左右することとなる「リスク低減」に着目し、実務対応上の留意点等を解説する。

2 リスク低減の主な内容と留意点

(1) 顧客管理

a. 顧客受入れ方針の策定

リスク低減の第一は顧客管理(Customer Due Diligence:CDD)であり、その中でまず必要なのは「顧客受入れ方針」の策定である。ただ、「策定」といっても、関係規程類に散在する既存の方針が自らのリスク評価に整合しているか、過不足がないか等を検証し整理する作業と捉えることもできる⁵。

顧客受入れ方針の目的は、「自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができる」ことであるから⁶、単なる抽象的な方針にとどまってはならない。そうしたリスクの検知・判断を第一次的に行うのは第1線すなわち営業部門であるから、顧客受入れ方針は、リスクの検知・判断に資する一定の「ツール」(チェックシート、ヒアリングシートなど)に落とし込まれているべきである。もっとも、ツールの作り方如何によっては形式運用に陥り、実質的なリスクを見逃してしまう懸念もあるため、いかに第1線の感度を上げそれを保つか、という点も重要な課題となる(この点は3.を参照)。

このような「ツール」化は、主に第2線すなわち管理部門の業務と考えられているが、実際のユーザーたる第1線も積極的に関与すべきである⁷。

b. 信頼に足る証跡に基づく調査

適切にリスクの検知・判断を行うためには、正確な情報の取得が必要となる。この点、ガイドラ

インでは、本人特定事項等の調査にあたり、「信頼に足る証跡」が求められているところであるが、これは、顧客の申告の真正性等にも留意しながら必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して一律に書面での証跡を求めるものではないとされている⁸。他方で、例えば犯収法で認められている本人確認書類の提出を受けたとしても、その真正性に疑義がある場合には当然「信頼に足る証跡」にはならないので、書類の真正性の確認（偽変造がないか、記載事項は最新の状態か等）についても十分に注意を払うべきである。

c. 顧客スクリーニング

顧客に関する情報を得た後は、顧客スクリーニングが必要となる。一般的には反社やPEPs、制裁対象者等のリストとの照合による確認が行われることになるが、その際、法人顧客の実質的支配者が照合対象から抜け落ちていないか、検証すべきである。なお、実質的支配者については平成26年犯収法改正に伴う政省令改正により、既存顧客であっても原則として自然人にまで遡って確認することが義務付けられたが、法施行日（平成28年10月1日）以降に、関連取引（施行日より前に締結していた契約に基づく取引をいう。）しか行われていない顧客については対象外となっていることから、現在においても、自然人にまで遡った実質的支配者の確認がなされていない法人顧客は存在しうる。そうした顧客については、十分なスクリーニングができないほか、犯罪収益移転危険度調査書で高リスクとされる「実質的支配者が不透明な法人」に該当しうる。そうした法人顧客との取引がありながら「当社（当行）においては、法令に基づき自然人に遡った実質的支配者の確認を行っているため、実質的支配者が不透明な法人顧客は存在しない」などといった誤

った認識がなされていないか、改めて検証されるべきであろう。

d. Enhanced Due Diligence (EDD)

取引に際して取得する基本的な情報に基づき、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断された顧客に対しては、より厳格な顧客管理を行う必要があり、これをEnhanced Due Diligence (EDD)と呼ぶ。

その内容としては様々な措置が含まれ得るが、まずは「追加的な情報取得」が基本である。ここでは、リスク要因に応じた情報の取得が必要になる。例えば、法人顧客の実態に疑義がある場合には、その実態に関する情報取得（事業内容の詳細を聴取し証跡を提出させる、登記上の本店所在地を訪問して実態調査する等）、本人性に疑義がある場合には本人確認書類の追加徴求、取引金額が属性不相応であれば原資や使途の確認、といった具合である。逆に言えば、本人性に疑義がないのに本人確認書類を何種類か提出させてEDDをした気になっても実質的に意味はないということである。

追加情報の取得に際しては、顧客側から抵抗感を示されることもあり、クレーム化することも懸念されるため、顧客理解を得る努力をする必要がある。そのためのツールとして、金融庁のウェブサイト等も参照しながら、パンフレットやポスター等を用意するのも一案であろう⁹。

次に重要になるのは、「承認プロセスの厳格化」である。これは、通常の取引と異なり、リスクの高い顧客や取引については、取引の可否の判断を上級管理職に行わせることを意味する。上級管理職は、金融機関の規模・特性に応じて様々な役職の者がありうるところであり、一律の指定はなされてい

（参考）金融機関等において必要な検証等のイメージ

営業店の窓口やシステム等による
顧客情報・取引情報の確認・検証

検証点の例示

・送金申込みのあった支店で取引を行うことについて、合理的な理由があるか。
・顧客等は、マネロン・テロ資金供与リスクが高いとされる国・地域に拠点を置いていないか。
・短期間のうちに頻繁に行われる送金に当たらないか 等。

検証・調査結果に基づくリスク判断

検証点に沿って疑義がある場合
疑義に関する合理性を確認する証跡を
求める。

承認等に関する権限

上席・本部において、必要な証跡を含め
検討・判断する。
（検知や抽出基準・報告基準の整備の必要）

顧客受入れ・取引実行等の判断

継続的な顧客管理

モニタリングのシナリオ・数値値等の調整、
調査頻度の増加等

（マネロン・レポート8頁より）

いが、肝心なのは、リスクに応じた承認プロセスを確立することであり、重要度が高ければ経営陣レベルの判断を仰ぐべき場合もある。

ここまでの措置は、第1線における基本動作として滞りなく行われなければならないため、ここでも一定の「ツール」(フローチャート、承認申請様式等)を用意しておくことが重要であろう。

このほか、ガイドラインではEDDの内容として取引モニタリングの強化や定期的な顧客情報の調査頻度の増加、当該顧客と属性等が類似する他の顧客に係るリスク評価の見直し等も挙げられており、これらは継続的顧客管理や記録保存、データ管理、リスク評価に関するPDCAにも関わる。

e. Simplified Due Diligence(SDD)

EDDとは逆に、リスクが低いと判断された顧客については、簡素な顧客管理を行うことが認められ、これをSimplified Due Diligence(SDD)と呼ぶ。リスクベース・アプローチというコンセプトの中では、こうしたメリハリをつけることによって、実効性が向上し、取引の円滑にも資すると考えられているが、一方で、犯収法等で定められた法的義務としての措置を省略してよいことにはならない。したがって、主な簡素化として考えられるのは、取引モニタリングにおける数居値の緩和、ホワイトリスト化、後述する継続的顧客管理の調査頻度や調査項目の緩和等である。ここでも、安易な簡素化はリスクの見落としに繋がりがねないため、低リスクとの評価を的確に行うプロセスを金融機関内で確立しておく必要がある。なお、犯収法施行令7条1項各項に掲げる取引について、犯収法上の取引時確認を原則不要にするためには、犯罪収益移転危険度調査書においてリスクが低いという評価を得た上で、犯収法施行規則4条を改正してそこに列挙される必要がある¹⁰。

f. 継続的顧客管理

継続的顧客管理には様々な意味が含まれ得るが、最も重要かつ多くの金融機関において課題となっていると思われるのが、随時又は定期的な顧客情報のアップデートである。これは、顧客情報が古いままでは的確な顧客管理ができないことから求められる措置である。従来は、約款等において、氏名、住所その他何らかの顧客情報に変更があった場合には金融機関宛に届け出るべき義務を顧客に課すことで、いわば受動的に対応されてきたが、ガイドラインでは、より能動的な措置が求められており、具体的には、定期的に顧客情報に変更がないか

確認する書類を送付するといった手法が考えられる。また、IB、スマホアプリ等を利用した取引の場合、定期的に顧客情報の変更有無等の入力进行を要求する仕様にすることも一案であろう。

確認の頻度としては、例えば高リスクの場合に年1回、それ以外の場合はリスクに応じて頻度を下げるとすることも考えられる。また、調査項目もリスクに応じて調整しうる事項であり、一律の対応ではなく、リスクベースの発想が肝要となる。

そうしたリスクベースの観点からは、定期的な確認のみならず、当該顧客の取引態様について顧客属性や従前の取引からみて異常がみられる場合など、リスクが高まったと想定される具体的な事象が生じた場合には、当該顧客に接触を図り確認することも必要である。

g. リスク遮断

リスク遮断については、紙幅の関係上、脚注9記載の拙稿を参照されたい。

(2) 取引モニタリング・フィルタリング／疑わしい取引の届出／ITシステム

取引モニタリングとは「異常取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法」であり、取引フィルタリングとは「制裁対象取引等の検知等を通じてリスクを低減させる手法」である¹¹。これらは通常、システムが利用されるが、各種システムに共通した課題として、それが硬直的なものである場合、リスクベースの検知や顧客管理ができないことが挙げられる。システム対応や改修等は時間、費用ともに想定以上にかかることも多く、システム上の課題については先送りせず、速やかに解消に向けた検討がなされるべきである。

異常取引がシステムで検知された後は、一般的に、目検や営業店に対する調査指示等による検証がなされるため、人為的な見落としリスクを常に意識しなければならない。特に、第2線の牽制機能が弱く、第1線の判断を鵜呑みにしていないか、実効的なリスク低減措置に二の足を踏んでいないかという点には留意すべきである。

疑わしい取引の届出については、過去の届出情報を分析することもリスクの把握に有効な手段となる。また、そうした分析の結果、届出事由に顕著な偏りが見られることがあり(例えば、「暴力団関係者等に係る取引」や「外部から照会や通報があった取引」等が9割以上を占める等)、検知態勢の問題点

が浮かび上がってくることもある。

(3) 記録保存／データ管理

AML/CFTの基本は、顧客や取引に関する情報の取得と当該情報に基づく判断である。したがって、当該情報がいかに正確で豊富であるかが実効性を大きく左右する。また、情報が存在していても、分析可能な形で管理されていなければ価値は低い（ため、データ化（紙媒体のPDF化を指すものではない。）が求められることになる）。

こうした要請について、EDDによる追加情報の取得も含め、単なる事務負担の増加と捉える向きもあるが、顧客との接点の増加、顧客情報の豊富化、その記録化等は、顧客ニーズにより即した商品・サービスの提供など、顧客本位の業務運営に資するという見方もでき、そうした積極的な意義を見出すことができれば、取り組みの実効性にも影響するものと考えられる。

3 実効性向上のために対処すべき課題—目的意識とインセンティブ

金融機関において、AML/CFTにおけるリスクベース・アプローチが意識され始めたのは比較的最近であり、これまでの法令等の改正に伴う内規改訂の積み重ねという経緯から、とりわけ第1線においては、あくまで「事務手続き」という見方がされてきた面がある。そこでは、必然的に「書類不備がないこと」や「正確」「迅速」「円滑」といった側面が重視されることになる。それらを重視すること自体は誤っていないが、一番の問題は、その副作用として「形式的に要件を充たしていれば機械的に通す」という発想や行動に傾きやすい点である。

そうした中においては、本来の目的である「マネロン・テロ資金供与を防止すること」は見落とされがちであり、それを果たすことによる「企業価値の防衛」や「背景にある犯罪・テロの拡大防止、利益剥奪、被害回復」等に思いが至らないことも多いと思われる。

当たり前のことであるが、マネロン等を敢行しようとする者は、手続きを通すことにより目的を達成するために行動しているのであるから、一律の形式的なチェックだけでは実効的な対応は困難である。したがって、これまで重視されてきた「正確」「迅速」「円滑」という側面に加えて、今後は、上記の本来的な目的意識を持って「何かおかしくないか」「不自然ではないか」という「気づき」と、「それを黙過せず行動につなげること」を重視すべき

である。

ところが、特に第1線にとって、そうするインセンティブが乏しいという課題もある。日々大量に発生しうる取引を処理して顧客ニーズに応えるべき第1線においては、むしろ手続きを通すインセンティブが働きやすく、「問題なし」と結論付けやすい。ここで、第2線の牽制機能が弱ければ、問題のある取引が看過されかねない。

こうした課題に対処するには、支店長等の第1線の責任者レベルに対して事例を交えた研修等を行ってリスク意識や目的意識を醸成するとともに、手続きを一旦留保することも含め、AML/CFT上の成果を上げることについて適切な人事・報酬上のインセンティブを用意することも検討すべきであろう¹²。

そのような取組みを通じて、AML/CFTがまさに金融機関における「基本動作」の一つとして浸透・定着していくことが期待される。

- 1 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（金融庁・平成30年2月）を指す。以下同じ。
- 2 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（平成30年8月）を指す。以下同じ。
- 3 ガイドライン1頁。
- 4 但し、リスクの特定・評価もPDCAサイクルに基づく見直しの対象であるから、一旦形になったとしても、定期的、継続的に検証、見直しを図っていく必要があることは当然である。
- 5 企業は、そのビジネスモデル、経営戦略、規制法令対応等の中で、いかなる顧客をいかなる条件で受け入れるか（謝絶するか）という方針を（有形無形を問わず）有していると考えられる。
- 6 ガイドラインII-2(3)(ii)①。
- 7 組織横断的な検討態勢の必要性については、拙稿「AML/CFT態勢の整備・見直しの進め方」（金融法務事情2093号42頁）を参照されたい。
- 8 ガイドラインに対するパブリック・コメントの結果における項番79～84。
- 9 追加情報の取得や顧客理解を得ること等への対応については、本誌2018年秋号の拙稿「AML/CFTにおけるリスク遮断措置」も参照されたい。
- 10 犯刑法施行規則4条に列举された取引は、犯刑法施行令7条1項柱書で「特定取引」から除かれるものを主務省令で定めたものであるが、その文言上「犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるもの」とされている。
- 11 ガイドラインに対するパブリック・コメントの結果における項番125。
- 12 ガイドラインでは、経営陣に対する「対応が期待される事項」として「役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取組み状況等を適切に勘案すること」が挙げられている（ガイドラインIII-2-a.）。

地域銀行の経営統合について (続)¹

～十八銀・親和銀の統合事案で思うこと～

弁護士 山田 晃 久

1 公取委による統合承認

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2018年8月24日、長崎県の親和銀行を傘下に持つふくおかフィナンシャルグループが、同県の十八銀行の株式を取得するという経営統合(以下「本件統合」という。)を承認した。

本件統合は、長崎県内の中小企業向け貸出シェア1位と2位の地域銀行による統合で、統合後の当該シェアが7割を超えるものであった。そのため、公取委の審査姿勢は厳しく、最終的に、当事会社が問題解消措置を採ることによって決着した。

2 本件統合審査の特徴と疑問

(1) 問題解消措置

本件統合審査では、県全体及び一部の経済圏における中小企業向け貸出について、他の競争事業者等からの競争圧力が限定的であり、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるとして、問題解消措置を講じることが要求された²。

具体的には、①中小企業向け貸出債権の一部(1千億円弱相当)を他の金融機関に譲渡すること、②不当な金利の引上げ等を予防するためのモニタリング、③①及び②の実施状況に関する公取委への定期報告である。

しかし、問題解消措置として債権譲渡を採ることは適当であろうか。

第一に、効果である。銀行業において競争力の源泉は金融仲介機能であり、その基盤となる資金力・組織力・情報力・ノウハウ等が一体となって機能するものであるから、貸出債権(顧客)の譲渡では、他の金融機関の競争力が向上しないのではないと思われる。

第二に、顧客の利益である。地域金融において、顧客は、資金の供給のみならず、これに付随して経営改善等の助言を期待していることから、貸出債権の譲渡に伴って取引金融機関が変わることは顧客にとって不利益となるのではないと思われる。

第三に、措置の程度である。本件統合で債権譲渡が行われた場合、当事会社の市場シェアが約75%から約65%になるという。公取委は市場シェアが全てではないとするが、なぜ約75%では問題があり、約65%だと許容されるのかが明らかでない。

第四に、行動的問題解消措置に対する評価である。本件統合において、当事会社は、不当な金利の引上げ等を予防するためのモニタリング等、顧客にとって不利益となる行動を

予防するための措置も講じる。このような措置については、公取委は積極的に評価しておらず、補完的なものと捉える傾向にある³。しかし、債権譲渡に対する上記の疑問点に鑑みれば、行動的問題解消措置を中心に、競争当局たる公取委と監督当局たる金融庁が連携し、実効的な措置を模索してもよかったのではないと思われる。

(2) 競争維持困難

長崎県には離島が点在するところ、公取委は、対馬等3経済圏については、複数の事業者による競争を維持することが困難であり、本件統合により競争を実質的に制限することとはならないとした。かかる考え方は、過去の企業結合審査において例を見ないものであり、企業結合ガイドラインにも明記されていない。

最小最適規模(事業者にとって平均費用が最低となる供給量)との関係で市場規模が大きくなると、複数の事業者で需要を分け合うと効率的な事業者であっても採算が取れない状況を競争維持困難の前提とする。しかし、公表結果上は計算根拠や過程が明らかでない。離島以外の地域にも当てはまる考え方であり、ガイドライン改正による明確化が期待される。

3 地域金融における競争政策

地域銀行の経営環境は厳しさを増しており、2017年度は過半数の54行で本業利益が赤字であり、2期以上の連続赤字となっている銀行数も増加している⁴。本件統合と同様の事案は今後も続くと思われるが、金融システムの安定性に支障が生じる前に地域銀行が果敢な経営判断を行うため、銀行業ないし地域金融の特性に配慮し、かつ予測可能性が担保された競争政策の考え方が示されることが望まれる。

この点、政府の未来投資会議(2018年11月6日開催)において、地域銀行や乗合バス等の地域住民に不可欠なサービスを提供している企業(地方基盤企業)の経営統合に独占禁止法を適用するにあたっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランス良く勘案して判断することが重要であり、それを可能とする制度を作るか、又は予測可能性をもって判断できるような透明なルールを整備することを検討することとなった。かかる検討の動向に注目したい。

¹ 本稿は、本誌2018年春号において取り上げた本テーマの続報である。

² 2017年12月に承認された新潟県の第四銀行と北越銀行の統合では、統合後の中小企業向け貸出シェアが約6割となる地域があっても、問題解消措置は要求されなかった。

³ 過去のJAL・JASの統合も影響しているものと思われる。当事会社は3年間は普通運賃を据え置くと表明したが、原油価格の高騰等を理由に3年経たずに引き上げた。

⁴ 金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～」について(2018年9月26日公表)72頁。

ファイナンシャルランナーズ駅伝のご報告

弁護士 祐川 友磨

毎年12月の第1土曜日の恒例行事、「ファイナンシャルランナーズ駅伝」が、昨年も、12月1日、国営昭和記念公園にて開催されました。開催5年目となりました昨年の大会には、345チームがエントリーし、1300人以上の「ファイナンシャル」ランナーが会場へと集結しました。

同大会についてご存じでない読者の皆様に簡単にご説明いたしますと、同大会は、「チームでたすきを繋ぐことでチームの団結力を高め、その活力を地域経済の発展へと繋げていく」との理念の下、一般社団法人金融財政事情研究会主催で開催され、1チーム4名、各5キロずつ、計20キロを走る駅伝大会です。当事務所は、第1回大会より同大会に協賛するとともに、チームとしても参加しており、昨年も当事務所からは男性チーム1組（チームSKY）、男女混成チーム1組（チームSUN）の計2チームが参加させていただきました。

小職にとっては、昨年4月の当事務所入所後、初めての大会でしたが、自他共に認めるランニングフリークである当事務所パートナー國吉弁護士（昨年も富里スイカロードレース大会はじめ、各地のランニングイベントに参加、本年は満を持して東京マラソンに出走予定。）からお声掛けいただき、エントリーする運びとなりました。

大学学部時代には中学校の水泳部のコーチをしていたものの、生徒に指示を出すばかりで自分は特段運動をせず、それ以降も運動という運動とは無縁な生活を送っていた小職ですが、「まあ、5キロくらいであれば、命を落とすことなく走りきれよう。」という軽い気持ちで本大会への参加を決意しました。しかし、9月の時点で國吉弁護士とクライアントの方々で定期的に実施している皇居ランに参加し、実際に約5キロを走ったところ、なんとか完走こそできたものの、その長さや苦しさには愕然とし、以降大会当日まで不安な日々を過ごしておりました（それでも練習はしないのが、小職の至らぬところ。）。)

大会当日も不安な気持ちのまま最寄り駅に降り立った小職ですが、会場に集まった老若男女さまざまな参加者の方々がそれぞれのチームの方と朗らかに談笑されている様子や、会場となった昭和記念公園の赤色や黄色に鮮やかに紅葉した木々が、朝の陽射しを受けて燃え立つように輝く様子を見て、段々と楽しい気分になっていき（単純ですね。）、開会式で行われた準備体操では、「隣の人とハイタッチをしてください!」との主催者の指示を受け、当時応援に来ていた当事務所東京事務所所長安保弁護士とのハイタッチを笑顔で試みる程リラックスした状態で（安保先生、その節は誠にありがとうございました。）、スタート地点に立つことができました。



スタート地点の様子（よく見ると國吉弁護士が）

その後、スタートの際には、さすがに緊張しましたが、背中に背負った当事務所の名前を汚すものか（実際にはチームTシャツのおなか側に事務所名が入っていました。）と必死に走り、周りのランナーの方々になんとか食らいついて行った結果、30分と想定していたタイムを大幅に上回る25分40秒で走りきることができました。

当事務所全体の成績といたしましては、①國吉弁護士、②鈴

木弁護士（大阪事務所から参戦したパートナー弁護士、フルマラソンも軽く走りきる歴戦の猛者。）、③金木弁護士（入所前にもかかわらず参加を快諾した新進気鋭のアソシエイト弁護士。）、④小宮弁護士（官公庁出向中に里帰り参戦したアソシエイト弁護士。）が参加した「SKY」が合計1時間25分6秒の記録で男性チーム31位。①小職、②事務局柳下（小柄で細身にもかかわらず東京事務所事務局最速。）、③事務局石山（本大会参加決定後1ヶ月で皇居を10周した努力家。）、④金澤弁護士（業務もランニングも軽やかに爽やかにこなすパートナー弁護士。）が参加した「SUN」が合計1時間50分30秒の記録で男女混成チーム106位という結果となりました。なお、各メンバーのタイム一覧は以下のとおりです。

チーム	順位	記録	1区氏名	1区	2区氏名	2区	3区氏名	3区	4区氏名	4区
SKY	31	1:25:06	國吉	20:12	鈴木	19:30	金木	22:47	小宮	22:37
SUN	106	1:50:30	祐川	25:40	柳下	24:30	石山	35:57	金澤	24:23



ラストスパートをかける
鈴木弁護士



金澤弁護士、事務局石山に伴走されつつ
ゴールイン

残念ながら、両チームとも入賞はございませんでした（SKYはあと2秒早ければ30位の飛び賞でした。惜しい!!）が、表彰式では、大阪事務所から応援に駆けつけた当事務所会長中務弁護士がプレゼンターの一人として入賞チームに対し賞状や記念品の授与を行いました。大会終了後は、中務会長のゆかりのある中華料理店にて打ち上げを行い、おいしい料理と紹興酒に舌鼓を打ち、心地よい疲労感の中で和やかな夜を過ごすことができました。

毎年12月の第1土曜日はファイナンシャルランナーズ駅伝。普段は運動をされない方々も、体を動かす良いきっかけとなるとともに、チームの結束力を高める良い機会となるものと思います。もちろん本年も開催予定となっておりますので、金融関係のお仕事をされている読者の皆様は、参加を検討されてはいかがでしょうか。毎年応募が増加しておりますので、エントリーはお早めに。



労務アドバース①⑥

～労働時間いまむかし～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 大 澤 武 史 弁護士 山 本 一 貴
弁護士 西 中 宇 紘 弁護士 富 川 諒 純
弁護士 山 越 勇 輝 弁護士 新 澤 純

1 はじめに

連載16回目となる今回は、平成30年6月29日に成立した「働き方改革関連法」(正式名称:働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)を含めた、労働時間に関する法規制総論について取り上げたいと思います。今回は、各論を掲載予定です。

2 労働時間の概念

(1) 労基法上の労働時間

最高裁判決では、労基法上の労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるのであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない」と判示されています(三菱重工長崎造船所事件・最判平成12年3月9日民集54巻3号801頁)。

現在の判例は、労基法上の労働時間に上記「使用者の指揮命令下に置かれている時間」という抽象度の高い統括的な定義を与えた上で、判断基準としては、業務性、指揮監督性、義務性といった諸要素に着目した評価を行っていると考えられています。例えば、工場作業員の始業前・終業後の更衣・移動時間や始業準備行為の時間、ビル管理人の深夜仮眠時間、マンション管理人の居室での不活動時間について、当該更衣・移動や準備を、使用者から義務付けられ、または余儀なくされたか、仮眠室での待機と警報や電話への対応を義務づけられていたか、断続的な業務への従事を指示されていたか、などによって、具体的な判断を行っています(大星ビル管理事件・最判平成14年2月28日民集56巻2号361頁、大林ファシリティーズ事件・最判平成19年10月19日民集61巻7号2555頁)。

(2) 法定労働時間と所定労働時間

法定労働時間とは、法律上許される最長労働時間のことをいい、原則、週40時間、1日8時間とされています(労基法32条1項・2項)。この法定労働時間を超える労働時間を約定し

ても無効であり(労基法13条)、また、法定労働時間を超えて労働させた場合には、刑事罰が科されます(労基法119条)。

これに対して、所定労働時間とは、就業規則等で各企業が定めている始業時刻と終業時刻との間の時間から所定の休憩時間を差し引いた時間のことをいいます。

3 労働時間・休憩時間・休日

(1) 法定労働時間

前述のとおり、法定労働時間は、原則、週40時間、1日8時間とされています。戦後の日本においては、週休1日制の原則のもと、週48時間制が採用されていました。その後、欧米先進国並の年間総労働時間の実現が政策目標に掲げられ、1980年代から90年代にかけて、週48時間制は週40時間制へと段階的に短縮がなされるに至りました。

(2) 休憩時間

休憩時間については、使用者は、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を、原則として、労働時間の途中に一斉に与えなければならないとされています(労基法34条)。

(3) 休日

休日については、使用者は、原則として、労働者に毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないとされています(労基法35条1項)。このように、労基法で最低限保障されている休日を法定休日といいます。

4 時間外・休日労働

(1) 時間外・休日労働

「時間外労働」とは、1日または1週の法定労働時間を超える労働であり、「休日労働」とは、法定休日における労働のことをいいます。

法定労働時間と所定労働時間の区別の箇所で言及した

コラム

いよいよ平成最後の年となりました。労務問題はいつの時代も必ず問題になるものであり、かつ、時代にマッチした対応をする必要がある柔軟性を必要とする分野です。ご相談の際は様々な意見を持っていただき、一緒に議論をしながら良い結論を導きましょう。(柿平)

2025年の万博開催地が大阪に決まりました。これからクリアしなければならない課題も色々あるかと思いますが、これまで南北方向が中心だった大阪の人の流れが、東西方向にも活性化してくれればと期待しています。あと、今年は日本でラグビーW杯が開催されますね。チケットの抽選が当たってくれば良いのですが。(岩城)

また新しい一年を迎えました。今年は元号が変わることもありますし、まずはそこまでを一区切りとして、全力でいろんなことに挑んでみたいと思います。昨年は公私を通じて多くのことを学ばせていただいております。気づきと実りのある一年でしたが、貪欲に、今年は昨年以上ということを目指して毎日過ごしてみようと思います。(大澤)

就業規則の改訂のご依頼をいただき、細かく就業規則を確認していくと、改善すべき点が必ずあります。昨今の情勢に合わせてハラスメントや無期転換権といった点に対応する必要もあります。完璧な就業規則を策定することはハードルが高いですが、修正すべき点が修正されず、そのまま維持されている就業規則は企業にとってリスクになります。是非ご相談からでも結構ですので、就業規則の見直しについてご一考いただければと存じます。(山本)

内容に関連しますが、例えば、ある企業で所定労働時間が7時間と定められている場合、7時間を超える労働は所定時間外労働ですが、8時間を超えなければ法定時間外労働とはならず、労基法の規制対象とはなりません（「法内超勤」と呼ばれます）。

(2) 時間外・休日労働協定（三六協定）

現行法上の主要な時間外・休日労働は、いわゆる三六協定（サブロク協定）によるものです。すなわち、労基法上、使用者と事業場の過半数代表者が書面による労使協定を締結し、これを労基署長に届け出た場合、その労使協定で定めるところに従って労働時間を延長し、または休日に労働させることが許容されます（労基法36条）。

しかしながら、従前、労働時間の延長の限度等に関する基準（以下、「限度基準」といいます。）が定められており、限度時間（月間45時間、年間360時間等）の規制があったところ（平成10年12月18日労告154号）、限度基準は三六協定に強行的な基準を設定するものではないため限度基準を超える三六協定も無効にはならず、かつ、罰則の適用もありませんでした。また、いわゆる特別条項を三六協定に設けることにより、事実上、上限なく時間外労働を行わせることも可能であり、長時間労働抑制の実効性に欠けるという問題点がありました。そこで、今般、次で述べる働き方改革関連法の一環として、時間外労働の上限規制が労働基準法所定の罰則の適用を受けるものへと変更され、同時に、特別条項についても、要件が厳格化されたほか（平成30年9月7日厚労告323号）、特別条項を設けた場合でも時間外労働には上限が設定されることになりました（後述）。

5 働き方改革関連法（平成30年法律第71号）の成立

働き方改革関連法が平成30年7月6日に公布され、様々な改正事項のうち、時間外労働の上限規制については、大企業については平成31年4月1日から、中小企業については平成32年4月1日から施行され、高度プロフェッショナル制度については、一律平成31年4月1日から施行されることになっています（他の施行時期もご確認下さい）。

(1) 時間外・休日労働の上限規制

同法の成立により、労基法は改正され、時間外労働の上限が設定されることになりました。具体的には、①三六協定において、当該事業場における通常予見することのできな業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間（月間

45時間、年間360時間等）を超えて労働させる必要がある場合（要するに、「特別条項」を設けた場合）であっても、その上限は年間720時間としなければならず、特別条項の適用は年間6か月以内としなければならないとされました（改正労基法36条5項）。

また、特別条項を設けることで時間外労働を延長することができるのは、月間100時間未満でなければならず（改正労基法36条6項2号）、複数月（2か月～6か月）の平均で80時間以内でなければならないとされました（改正労基法36条6項3号）。

(2) 高度プロフェッショナル制度

同法の成立により、高度プロフェッショナル制度（別名「ホワイトカラー・エグゼンプション」とも呼ばれます）が新たに導入されることになりました。

高度プロフェッショナル制度とは、職務の範囲が明確で一定の年収（年収1075万円以上を想定）のある従業員が、高度の専門的知識を必要とする等の業務を行う場合に、所定の要件を満たすことで、労基法上の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されなくなるという制度をいいます（改正労基法41条の2）。業務に従事した時間と成果との関連性が必ずしも高くない職種に対して（改正労基法41条の2第1号）、労働時間ではなく成果を賃金の基準とすることで、日本企業の国際競争力の強化を目指すものとされています。

高度の専門的知識を必要とする業務の具体例として、厚生労働省は、平成30年10月31日、金融商品の開発、金融ディーラー、アナリスト、コンサルタント、研究開発の5業種を労働政策審議会に提示しており、詳細は、厚生労働省令で定めるとされています。

6 最後に

現在、日本における労働力人口（15歳～64歳）は、減少の一途をたどっていて、第二次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が労働力に加わりピークであった平成7年（1995年）頃は8000万人を超えていましたが、2060年には4000万人まで半減すると予想されています。労働力不足の改善のためには、労働生産性を向上させることが必要であり、今般の働き方改革関連法では、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現が重要な柱の1つであると位置付けられています。

2020年の東京オリンピック、2025年の大阪万博と、日本経済が活性化しそうなイベントが立て続けに行われることになります。それに合わせる訳ではないですが、出入国管理法の改正がなされ、新しい在留資格が創設される見通しです。日本人の労働力人口の減少が止まらない現状からすればこれも時代の流れなのかなと思います。（西中）

いよいよ弁護士業務も4年目を迎えることになりました。昨年に引き続き、様々な労働案件をご依頼・ご相談いただき、私自身、より知見を深めることができました。自身の経験を活かして、今年も皆様のお役に立てよう全力を尽くす所存です。よろしくお願い申し上げます。（富川）

昨年2月15日に、公正取引委員会から「人材と競争政策に関する検討会報告書」というものが出ました。一言で言えば、「フリーランス」が増えている現代において、従来労働法が適用されないとされてきた人材と企業との関係で独禁法が適用される余地があることを示したものです。学ぶべき事はたくさんありますので、これからも知識欲を絶やすことなく頑張っていきたいと思います。（山越）

弁護士2年目は労働審判事件を数件担当させて頂きました。労働審判は原則3回以内の期日で審理を行い、迅速かつ柔軟な解決を図ることができる制度です。短期決戦ゆえに、相手方とどのように交渉を行うかが重要になります。家庭の内外を問わず、上手な駆け引きを行うことは、弁護士としては必要なスキルかもしれません。（新澤）

「京都事務所開設10年&書籍発刊記念・コンプライアンスセミナー」のご報告

弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所

平成30年11月30日、京都事務所が10年目を迎えたこと、オブカウンセルである京都大学名誉教授の森本滋弁護士の監修の下『企業不祥事のケーススタディ 実例と裁判例』を発刊したことを記念し、『京都事務所開設10年&書籍発刊記念・コンプライアンスセミナー』を京都事務所主催で開催いたしました。

本セミナーは、近年、注目を集めている「内部通報制度」や「企業不祥事」がテーマということもあり、京都だけではなく、大阪や滋賀からも多くの法務・コンプライアンス担当者等の皆様方にご参加いただき、大変盛況なものとなりました。

この場をお借りして本セミナーにお越しいただいた皆様方に改めて厚く御礼申し上げるとともに、本セミナーの概要をご報告させていただきます。

【当日のセミナー内容】(会場：ホテルモントレ京都)

・第1部 「内部通報制度の実務運用と今後の展望」 ・第2部 「『企業不祥事のケーススタディ 実例と裁判例』より」

- (1) 内部通報制度の今後の展望
- (2) 内部通報制度の実務運用

- (1) 『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』を踏まえて
- (2) 企業不祥事事例の分析
- (3) 企業不祥事とCEO

1 「内部通報制度の実務運用と今後の展望」(第1部)

第1部では、昨今の企業不祥事の頻発により改めて注目を集めている「内部通報制度」について、導入予定の認証制度や日本版司法取引制度を切り口にしつつ、以下の内容で講演いたしました。



(1) 「内部通報制度の今後の展望」

【講演者:弁護士大澤武史】

内部通報制度の概要・現状の問題を述べたあと、実効性ある内部通報制度の確立に向けて、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に準拠した継続的な評価・改善を行い、内部通報制度の質の向上を図る必要性などについて解説を行いました。また、今後導入予定の内部通報制度に関する認証制度(WCSM認証)に関して、その意義を踏まえ、各企業において取得を前向きに検討すべきである旨の提言を行いました。

(2) 「内部通報制度の実務運用」

【講演者:弁護士小林章博】

内部通報制度について現在の各企業の運用状況をふまえ、社外通報窓口の属性や企業グループにおける海外向け通報窓口の整備における実務的な課題について解決の視点となるポイントの解説を行いました。

また、近時、法務・コンプライアンス分野で実務的な関心が非常に高い『日本版司法取引』と内部通報制度の関係、企業において『日本版司法取引』に適切に対応するために整備すべき内部体制の枠組みや社内リニエンシー制度などの検討課題について解説を行いました。



2 『企業不祥事のケーススタディ 実例と裁判例』より(第2部)

第2部では、『企業不祥事のケーススタディ 実例と裁判例』より以下の3つのテーマを取り上げ、執筆担当者自らが特に重要と思われるエッセンスを抽出して解説を加えました。



(1) 『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』を踏まえて」

【講演者:弁護士金澤浩志】

平成30年3月に公表された日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の策定の経緯を紹介した上で、その6つの原則における基本的な考え方を1つ1つ示しながら、現在の上場企業に求められる内部的な不祥事予防体制について、実務的に特に問題となりやすい具体的な事例をもとに詳細な解説を行いました。また、企業不祥事の未然防止の重要性について分析を加えるとともに、その予防の要点について整理を行いました。

(2) 「企業不祥事例の分析」

【講演者:弁護士赤崎雄作】

「粉飾・会計不正」や「製品不正」など最近も世間を賑わせた企業不祥事の実際の事例について、公表されている第三者委員会の報告書をベースに、当該不祥事例の概要、不祥事の原因及び報告書で示された再発防止策のそれぞれについてポイントを押さえた報告をしました。その上で、実際の企業不祥事事例からまさに企業の現場で求められる企業不祥事予防の在り方について分析・解説を行いました。



(3) 「企業不祥事とCEO」

【講演者:オブカウンセル弁護士・京都大学名誉教授 森本滋】

最後に森本弁護士から、CEOの責任の観点からみた企業不祥事について報告を行いました。経営責任と法的責任の区別、取締役の監視義務と内部統制システムとの関係、社外取締役の監視義務やCEO・担当取締役の監督義務の内実等の実務上も重要な論点につき、具体的なエピソードトークも交えながら詳細な解説を行いました。また、昨今のコンプライアンスに対する意識の変化にも触れつつ、現在の企業に求められる経営者像について提言がなされました。

今回はコンプライアンスをテーマとしたセミナーを開催させていただきましたが、京都事務所では、本年4月から施行される働き方改革関連法案への対応、本年通常国会に提出予定とされている会社法改正に関する対応、施行日も近づいている民法(債権法)改正への社内体制整備等、皆様が最新の法令に適合する体制を構築するためのお手伝いをさせていただいております。

京都事務所のメンバー一同、これからも企業の皆様の法務面を全力でサポートできるよう真摯に取り組んでまいります。セミナーや研修などご希望がございましたら、いつでもお気軽にご連絡賜れば幸いです。



第25回 Globalaw年次総会参加報告(米国テキサス州ダラス)

弁護士 安保 智 勇
弁護士 赤 崎 雄 作
弁護士 アダム・ニューハウス

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界165都市、110以上の法律事務所、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2018年10月に米国テキサス州のダラスにてGlobalawの年次総会が開催され、当事務所からは安保智勇弁護士、赤崎雄作弁護士、アダム・ニューハウス弁護士が参加いたしましたので、本事務所ニュースにてその内容をご報告いたします。

1 年次総会の開催

10月の終わり、米国テキサス州の法律事務所Jackson Walkerの主催により、2018年のGlobalawの年次総会が米国テキサス州のダラスで開催されました。世界各地から約100人が参加し、4日間にわたり様々なセッションやセミナーを行いました。

日中のセッションについては、主催法律事務所のJackson Walkerのオフィス内で実施され、ガラディナーその他の交流イベントについては、メインの宿泊先であるHotel Crescent Courtのほか、ダラス市内の各所で行われました。



Jackson Walkerの入っているビル

2 米国への投資に関するセッション

初日は、「Open For Business: Inbound/Outbound Opportunities In The Face Of Changing U.S. Trade Policy」と題して、2005年から2009年の間、在日本米国大使も務められた方の講演がありました。従来の米国大統領は、自由貿易と集团的自衛権を掲げ、外交政策を行ってきたと

ころ、トランプ大統領はそれを行わない初めての大統領であるとの指摘があり、また、日本との関係についても、安倍首相はトランプ大統領と良好な関係を築いているとの発言がございました。

平成30年9月30日に新たに締結されたいわゆるNew NAFTAについても種々の言及がなされ、北米内での貿易がより活発になるだろうとの見込みが示されました。これを受けて、日本企業への影響も懸念されるところであり、今後の注目が必要であろうと思われます。

同セッションの後半では、ダラスでビジネスを展開する複数の企業からスピーカーをお招きし、テキサス州でビジネスを展開することの意味やメリットをお話いただきました。日系企業でいうと、近年トヨタ自動車が北米の本社機能をテキサスに移したことで話題となりましたが、米国の中心部に位置するテキサス州は、東海岸西海岸との時差も小さく、また移動時間も短く済むことから、地理的に有利な市にあることが述べられていました。加えて、南米へのフライトも多く発着しており、南米への玄関口としても適切であるとのことでした。トヨタ自動車以外にも、拠点をテキサス州に移すという日系企業が多くなってきており、今後ますます注目されることが想定されます。

3 サイバーセキュリティに関するセッション

近時注目されているサイバーセキュリティに関するセッションも開催されました。

サイバーセキュリティに関しては、技術→規則→会社の順で進歩していくところ、技術の進歩スピードは目を見張るものがあり、規則や会社の側でそれに追いついていないという指摘がなされていました。近時は技術が圧倒的なスピードで進歩しており、法律や規制が時代錯誤なものとなっているというケースは少なくありませんが、サイバーセキュリティの分野においても同じことが言えるのだと思います。

このセッションで興味深かったのは、サイバーセキュリティ・インシュアランスという保険に関する解説です。サイバー攻撃を保険事故として、その損害額を保険によって填補を受けることができるという商品で、米国においては徐々に認知され始めているとのことでした。保険に関しては、リスク移転というよりもリス

クマネジメントの観点から捉えられるようになってきているという話があり、保険商品についてもそれ単独で検討をするのではなく、他の事業リスクと合わせてリスクをマネジメントするという観点が重要であるという点は新たな発見となりました。

4 地域ごとのネットワーキングセッション

Globalawの会議においては、具体的な法律トピックに関するセッションのみならず、メンバー間のネットワーキングをどのように構築、発展させていくかという観点からのセッションが持たれます。同じGlobalawというネットワークに属するとはいえ、日々異なる法律事務所で勤務している弁護士同士がどのように関係を構築していくかというのは重要な課題である一方、Globalawはそれが非常にうまく行っているネットワークであると感じます。

今回は、アメリカ地域、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・アフリカ地域の3つの地域に分け、それぞれの地域間の法律事務所において、どのように関係性を構築していくかという議論を行いました。具体的には、名刺やウェブサイトGlobalawの名称やリンクを記載する必要があるのではないか、Globalawとしての統一的なパンフレットを作成する必要があるのではないか、といった形式的な内容の議論が多かったのですが、他国の法律事務所においては形式面においても細やかな配慮を行っていることは非常に勉強になりました。我々としても、このようなネットワークに入っていることをクライアントの皆様により知っていただき、少しでも有効にご活用いただけるよう、引き続きアピールをして参りたいと思っております。



Dallas Petroleum Clubにおけるランチの様子

5 Globalawアプリについて

Globalawには、Leadership Programmeという若手養成のためのプログラムがあり、参加メンバーは1年間に渡り、他の参加メンバーと毎月1度のペースで電話会議を行い、特定のプロジェクトについての協議を行い、年次総会においては当該プロジェクトの発表を行います。今年は、Globalawのアプリを作成するというプロジェクトであり、年次総会においてそのアプ

リの使用方法に関する発表がなされ、多くの出席者がダウンロードをすることとなりました。近時は、スマートフォンがコミュニケーションツールの主体となっており、Globalawのアプリができたことは、メンバーの弁護士間のみならず、弁護士とクライアントをもつなぐ役割を果たしてくれるのではないかと期待しています。

6 ダラスについて

筆者(赤崎)がダラスを訪問するのは初めてでしたが、広大な敷地に建物や道路が余裕を持って建設されており、典型的な米国の都市であるという印象を受けました。ニューヨークはもちろん、筆者が留学時代を過ごしたロサンゼルスよりものどかな風景が広がっていましたが、上記でも触れたように、日系企業をはじめ、外資系企業の北米の拠点として注目を集めており、今後ますますの発展が期待されています。

最後の夜には、ダラス市街にあるArlington Hall at Lee Parkという会場において、ガラディナーが開催されました。毎年ガラディナーは盛大に行われますが、今年はテキサス風?のバンドの演奏もあり、参加者の多くが途中からホールでダンスをするなど、深夜まで盛り上がりを見せました。



ガラディナーにおけるGlobalaw代表のBolognini弁護士の挨拶の様子

7 おわりに

会議を通じて、Globalawがメンバーの顧客のために熱心でダイナミックなグループであることを再確認しました。特に、単にクライアントからの依頼に応えるというだけではなく、グループ間で情報交換をし、積極的にビジネスを提案していくという姿勢は従来の日本の法律事務所にはなかったものであると思われます。今後もGlobalawを通じて、様々な形でクライアントの皆様のお役に立つことができるよう尽力して参る所存でございます。

第4回 UAEの新連邦仲裁法

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

1 はじめに

昨年6月、アラブ首長国連邦(UAE)の連邦仲裁法が施行されました。これまではUAE連邦民事訴訟法の中に一部仲裁に関する規定が置かれていたのですが、今般、個別の法律が施行されたこととなります。

仲裁は紛争解決方法の一つではありますが、日本において仲裁は必ずしもよく利用される紛争解決方法ではありません。しかしながら、国際紛争について見たときには、仲裁は非常に有用な紛争解決手段であり、中東におけるハブとしてその存在感を高めるUAEにおいてもメジャーな紛争解決手段になりつつあるといえます。

2 仲裁とは

仲裁とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだねる手続のことをいいます。

UAEは、2006年にニューヨーク条約に加盟しました。そのため、理論的には、UAEを仲裁地とする仲裁判断に基づいてニューヨーク条約の加盟国において強制執行が可能であり、また、同条約加盟国を仲裁地とする仲裁判断に基づいてUAE国内における強制執行が可能です。

3 UAE連邦仲裁法の内容

今般新たに制定されたUAE連邦仲裁法は、これまでUAE連邦民事訴訟法中に置かれていた条項と異なり、UNCITRALのモデル法に概ね準拠した内容となっており、いわば世界標準の仲裁法が整備されたこととなります。その主たる内容は以下の通りです。

▶従来の連邦民事訴訟法においては、同法の国際仲裁への適用については明確に規定されていませんでしたが、国内仲裁に限らず、国際仲裁についても適用のあることが明確に規定されました。

ただし、DIFCやADGMといったUAE内の特殊なフリーゾーンを仲裁地とする仲裁には適用はありません。

▶仲裁合意に関する書面性要件が規定されました。

書面性に関する要件が緩和され、メールでの言及や、契約における他の書面への言及も書面性要件を満たすことが明らかになりました。

▶仲裁の期間制限に関する規定

仲裁の種々の手続に関して、期間制限が設けられました。これにより、手続の効率性が図られ、不要な遅延を避けることが企図されています。

▶仲裁人の要件、仲裁手続、仲裁判断の執行、仲裁判断への異議申立て

4 実務に与える影響

従来、2006年のニューヨーク条約加盟後も、UAEの裁判所の判断において、UAE連邦民事訴訟法236条の規定(「前項の規定(UAE連邦民事訴訟法235条、外国判決による強制執行を限定する規定(筆者注))は、外国における仲裁判断にも適用される。同仲裁判断は、同外国における法律の規定に従い仲裁で判断可能である事項に関する判断であり、同外国において強制執行可能でなければならない。」)を根拠に外国仲裁判断による強制執行が否定される例が見られました。しかしながら、近時は外国仲裁判断による強制執行が認められる傾向にあり、外国仲裁判断がドバイ裁判所によって承認され、外国仲裁判断に基づく強制執行が認められる例が増えていました。

従来は外国における仲裁判断の承認を求める申立ては第一審裁判所に対してなされることとされていたものの、今般の連邦仲裁法の施行により、連邦又は各首長国の控訴審裁判所の首席裁判官に対してなされることとなりました。かかる改正により、外国仲裁判断に基づく強制執行がさらに認められやすくなることが期待され、UAEを仲裁地とする仲裁はもちろん、それ以外の外国を仲裁地とする外国仲裁についても、UAEに関連するビジネスを実施する企業にとってより利用しやすいものとなることが想定されます。

UAEに関連するビジネスを実施する企業にとって、関連する契約の締結の際には、紛争解決手段としての仲裁も現実的な選択肢として検討する必要性は高いものと考えられます。

転ばぬ先の杖を握り締めて④

弁護士 柿平 宏明



弁護士
柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
フォーダム大学ロースクール
(LL.M)

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

気が付けばもう年明けである。ちょうど1年前までシンガポールにいた身としては、冬の寒さというのが嬉しく思うところもある。同時に、重いコートを着るのを億劫に思ったりもする。こうした四季の移り変わりを楽しむのも日本独特のものなのだが、日本が独特だからといって海外においても日本だけで完結しようとする姿勢が思わぬ落とし穴にはまる一因になることはこれまで述べたとおりである。今回は、「人」に着目した落とし穴を思い返してみたい。

第4転「日本人だけでも大丈夫です…」

さて、海外に進出するとなれば、当然ながら事務所を置いて、「人」を送る必要がある。いわゆるペーパーカンパニーを置く会社もあるが、その是非については今回の主題ではないので、割愛させていただく。

いずれにせよ、現地で営業活動をする以上は、その営業活動をする人を常駐させるのが基本である。そして、現地拠点を管理する者も、兼任するかどうかは別にして、必要になろう。会社のニーズにもよるところであるが、それなりに日本で経験を積んだ者が、出向なり転籍なりで現地に赴き、如何なくその知識・経験を活かして活動していくのが通常の姿であろう。現地人については、必要に応じて、コンサルタントや通訳等の立場で現地人によるサポートを受ければ足りる、そういった感覚もあろう。日本人独自の細やかなサポート、日本人の安心感を売りに出すべく、日本人による日本企業をどんどんアピールしていく、それこそが日本企業の強みを活かす戦略であると考えるのも全くおかしいものではない。

もっとも、その感覚が時に、そこが「日本ではない異国の地」であるということを忘れさせてしまうのはこれまで幾度もお話させていただいたものである。

日本人を受け入れる現地の立場に立って考えてみれば良く分かる。日本企業、あるいは日本人が来ることで、自国の経済が活性化される等のメリットがあるからこそ受け入れるのが抽象的な理由となろう。そして、ある企業が進出するにあたって、全くその国にメリットがないという場面は例外的であろう。他方で、そのような表向きのメリットの影で、日本企業に儲けるだけ儲けさせるというのは避けたいところという感覚もあろう。本来、どの国も、「makeその国great」「国民first」であり、それを現実的に実行したい(そうでなければ、国民から何を言われるか分からない)と思うことは

言うまでもない。

要は、どことなくメリットはあるのだらうとは思えるのだけれども、現実には目に映るのは日本「人」ばかりが良い思いをしている、こういった事態をよしとしない感覚もあるのである。特に雇用率に問題を抱えている国からすれば、日本企業が日本人ばかりで構成されているのを良く思わないのは何となく分かるであろう。

結果、自国の国民にメリットがあるように、強弱の差はあれ、一定数の現地人の雇用を義務化する国も良くあるし、あつてしかるべきである。そうになると、必然的に現地の労働規制を適切に理解し、遵守する必要性、現地の感覚を把握して上手く従業員をコントロールする必要性が生じる。

当職がいたシンガポールでも、一定の要件下で、一定割合の現地人雇用を求められていた。そのため、ある企業が現地人を、その必要性は別にして、とりあえず雇用していたところ、上手くコミュニケーションが取れなかったり、現地の労働規制が良く分からなかったり、感覚の違いから苦労した、という話は良く聞いたものである。例えば、雇ったは良いものの、数日で他の従業員を連れて辞められた、実は採用面接の時点で妊娠していてすぐに産休に入ってしまった、他の従業員と団結して会社を乗っ取られそうになった、等々のトラブルがあり、いずれも、あまり力の入れていなかった和風の契約書や生半可な知識等では対応し切れるものでもなく、苦汁をなめさせられたという結果に終わったそうである。もちろん、このような現地人ばかりでもないだろうし、会社側にも原因の一端はあったのだろうが、回避しようと思えば回避できた、というのが当事者の認識である。

適用法の問題としては、例え労働者が日本人であっても現地の労働規制を遵守する必要はあるだろうが、日本人同士であれば労働規制の問題で少々もたついたとしても、比較的スムーズに現場は動くことも多いであろう。もっとも、現地ではそのようなことはないと思っておいの方が良い。何らの準備なく、大丈夫だろうと盲目的になってしまうのは大きなリスクを孕んでいるのである。

なお、この問題は、日本本社による拠点管理の方法と大きく関わるので、今後、機会があれば、拠点管理について詳細に考えてみたいと思う。

次回予告	海外で成功する日本人、失敗する日本人…
------	---------------------

1 序

今回は、合同会社の社員関係と計算について解説します。合同会社は、株式会社と同様、社員有限責任原則が採用され、社員は一人でもよく、一人合同会社の設立・存続が認められています(資産管理会社や完全子会社としての利用等)。

定款には、社員の全てが有限責任社員である旨のほか、社員の氏名・名称と住所、社員の出資の目的とその価額が記載されます。社員の加入や出資(持分)の変更は定款変更事項となります。定款変更には原則として総社員の同意が必要です。

2 持分の譲渡制限と退社

業務を執行する社員の持分の譲渡については他の社員全員の承諾が必要ですが、業務を執行しない社員については業務執行社員全員の承諾で足りる。持分の譲渡について、定款で別段の定めをすることができます。持分譲渡制限を緩和することだけでなく、持分の譲渡を全面的に禁止することもできます。

社員の投下資本回収の原則的方法は、任意退社をして持分の払戻しを受けることです。各社員は、原則として、6か月前までに退社の予告をして事業年度の終了時に退社することができます。これについても定款で別段の定めをすることができます。任意退社を禁止することもできます。しかし、社員にやむを得ない事由があるときは、当該社員の退社を認めなければなりません。持分の払戻しは退社時の会社の財産状況に従ってしなければなりません。定款で持分払戻額の算定方法を定めることができます。持分払戻額が剰余金額を超える場合には債権者異議手続が必要となり、これに違反する場合には、退社員と当該業務を執行した社員は持分払戻額に相当する金銭支払義務を負うこととなります。

法定退社事由として、定款で定めた事由、総社員の同意、死亡・(当該法人社員が消滅する)合併等が挙げられています。定款において、死亡・合併における一般承継人(相続人等)による持分承継を認めることができます。社員を除名するには、対象社員以外の社員の過半数の決議(決定)に基づき、裁判所に対して、除名請求をしなければなりません。

合同会社においては、持分譲渡による第三者の会社参加を拒否し、退社による会社財産の流出を最小限にするよう、定

款上さまざまに工夫することができます。これが、合同会社の決定的なメリットです(閉鎖性と企業財産の維持)。

3 合同会社の計算

合同会社においては、会社債権者保護との関連において、持分会社一般に適用される計算規制の一部の適用が除外され、株式会社と基本的に同様の計算規制が適用されます。計算書類が作成され、会社債権者には、作成日から5年以内の計算書類閲覧等請求権が認められます。他方、計算書類の公告や大会社における会計監査人の設置は義務づけられていません。資本制度は、株式会社と比べて緩和されています。資本金の額は登記事項ですが、出資のうちどれだけを資本金として計上するかは会社自治に委ねられ、資本準備金や利益準備金(法定準備金)制度は設けられていません。

合同会社において、「剰余金配当」制度はありません。利益剰余金を原資とする「利益の配当」と出資の価額のうち資本金に計上されなかった資本剰余金を原資とする「出資の払戻し」が明確に区別されています。

合同会社においては、社員平等原則の定めがなく、利益の配当や残余財産の分配について、広範に定款自治が認められます。社員には、原則として出資の価額に応じて、会社の損失または利益が割り振られます。社員は、適宜、自らに割り振られた利益の配当を請求することができます。もっとも、複数の社員がいる合同会社においては、実務上の便宜に配慮して、定款で一般に、社員の過半数の同意により利益配当をする旨、定められており、この同意がない限り、社員は利益の配当を請求することができません。

社員は、定款を変更してその出資の価額を減少し、減少した価額に相当する出資の払戻しを請求することができます。出資の払戻しに際して、資本の額を減少して当該額を資本剰余金に振り替えることもできますが、このためには債権者異議手続を要します。したがって、出資の払戻しの原資は原則として資本剰余金となります。

株式会社の場合と基本的に同様の利益配当に係る財源規制と財源規制違反の場合の業務執行社員と利益配当を受け取った社員の責任が規定されています。出資の払戻しについても、剰余金額をベースとする同様の規制が設けられています。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 亮哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕
弁護士 江藤 寿美怜	弁護士 祐川 友磨	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市
弁護士 小宮 俊	弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 松井 立平	弁護士 大塚 由梨	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠
弁護士 笠木 貴裕	弁護士 榎本 辰則	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 アダム・ニューハウス	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一
弁護士 カリフォルニア州 弁護士 ルンダローマン	法務部長 寺本 栄			弁護士 (カリフォルニア州弁護士) (オブカウンセル)		